

令和3年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

令和3年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月21日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	8
一般質問	9
谷田利一議員	9
1 新型コロナウイルスワクチン接種について	
谷田みさお議員	13
1 新型コロナワクチン接種について	
2 生理の貧困の解消について	
3 L G B T Qの方への支援について	
4 消防団の処遇改善について	
岡田久雄議員	24
1 新型コロナワクチン接種状況について	
2 窓口業務の充実「おくやみコーナー」の設置について	
脇本尚憲議員	30
1 災害対策基本法の改正	
2 マイナンバーカードの普及	
3 山城多賀駅前商業施設誘致の公募状況	
奥田俊夫議員	35
1 気象警報等発令時における児童・生徒の登下校の対応方について	
2 泉ヶ丘中学校へ通う多賀地区の生徒の通学定期代について	
中坊 陽議員	39

1	生活基盤となる今後の道路整備について	
2	保育園での新型コロナ対応について	
木村武壽議員	……………	4 2
1	図書館の地域資料の収集方針について	
2	栢ノ木遺跡について	
報告第 2号	専決処分の報告について……………	4 5
報告第 3号	専決処分の報告について……………	5 2
報告第 4号	専決処分の報告について……………	5 6
報告第 5号	専決処分の報告について……………	6 9
報告第 6号	専決処分の報告について……………	7 1
報告第 7号	専決処分の報告について……………	7 5
報告第 8号	繰越明許費繰越計算書について……………	7 8
報告第 9号	繰越明許費繰越計算書について……………	8 0
報告第 10号	繰越明許費繰越計算書について……………	8 1
議案第 31号	井手町教育委員選任につき同意を求める件……………	8 2
議案第 32号	井手町農業委員任命につき同意を求める件……………	8 2
議案第 33号	工事請負契約について同意を求める件……………	8 4
議案第 30号	令和3年度井手町一般会計補正予算（第3回）……………	8 9
請願第 1号	町内の交通手段確保を求める請願書……………	9 9
散会	……………	9 9
署名議員	……………	1 0 0

第 2 号（6月28日）

応招・不応招議員	……………	1 0 1
出席・欠席議員	……………	1 0 1
出席事務局職員	……………	1 0 1
出席説明員	……………	1 0 1
議事日程	……………	1 0 3
開会	……………	1 0 4
会議録署名議員の指名	……………	1 0 4
議案第 28号	井手町税条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 4
議案第 29号	井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の	

件	1 0 9
令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書、並びに令和 3 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	1 1 3
請願第 1 号 町内の交通手段確保を求める請願書	1 1 3
議員派遣の件	1 1 8
閉会中の継続調査の申出について	1 1 8
閉会	1 1 9
署名議員	1 2 0

第 1 号（令和 3 年 6 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和3年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和3年6月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年6月21日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年6月21日午後 4時46分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	谷田	利一	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税 務 課 長 乾 浩朗
 保健医療課長 中谷 誠
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
 上下水道課参事 仁木 崇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 平間 克則

教 育 長 中田 邦和
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
 理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
 企 画 財 政 課 長 花木 秀章
 住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美
 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
 産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和3年6月21日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について
- 第8 報告第5号 専決処分の報告について
- 第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 第11 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について
- 第14 議案第31号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第15 議案第32号 井手町農業委員任命につき同意を求める件
- 第16 議案第33号 工事請負契約について同意を求める件
- 第17 議案第30号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第18 請願第1号 町内の交通手段確保を求める請願書

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

令和3年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申
し上げます。

本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきまして
は慎重にご審議を頂きますとともに、理事者各位につきましては適正かつ
明確な答弁を頂きまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体
調の管理に十分ご留意を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますよ
うお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

引き続きまして、去る4月1日付の人事異動により、議会事務局長が替わ
りましたので、紹介をさせていただきます。

森田事務局長です。

議会事務局長（森田 肇） 森田でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、議会事務局の紹介を森田事務局長よりいたさせま
す。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 森田事務局長。

議会事務局長（森田 肇） それでは、引き続きまして、議会事務局の職員
の紹介をさせていただきます。

議会書記の坂井幸一郎でございます。

議会書記（坂井幸一郎） 坂井です。よろしくお願いします。

議会事務局長（森田 肇） どうかよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和3年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷田利一
議員、8番、中坊 陽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの10日に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件2件、令和3年度補正予算1件、同意案件2件、工事請負契約の件1件、専決処分6件、繰越明許費繰越計算書3件、並びに一般質問は7名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長(汐見明男) おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

昨日まで10都道府県に発出されていた緊急事態宣言が、沖縄県を除く9都道府県で解除されました。しかし、京都府では同日付でまん延防止等重点措置に移行されたことから、引き続き、緊張感を持って取組を進めていかなければならないと考えております。

さて、令和2年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では企業進出に伴う固定資産税等の増収によりまして約9億3,400万円で、ほぼ前年度並みとなる見込みであります。なお、令和2年度は、JR西日本などにおきまして、地方税法の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に基づく猶予額が約1,100万円あり、この分が令和3年度に納付される見込みでありますので、実質的には前年度を上回る税収となっております。

次に、普通交付税につきましては約13億6,400万円、前年度に比べ約9,200万円、率にして7.2%の増となる見込みであります。

また、特別交付税は、全国各地で多発している災害の被災地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと大変心配しておりましたが、約3億7,000万円と、前年度に比べて約100万円、率にして0.3%の増となる見込みであります。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ他の補助金等につきましても、従来どおり、国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約53億8,100万円、歳出総額約49億7,800万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億6,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、国の特別定額給付金と同時に実施いたしました、住民1人2万円を給付する井手町生活応援給付金や、住民1人につきマスク50枚を配布する新型コロナウイルス感染防止支援、新型コロナウイルス感染症の影響等により、業況に大きな影響を受けている町内の中小企業等の中で、京都府の休業要請給付金の対象とならなかった事業者に対し給付金を支給する中小企業等応援給付金など、新型コロナウイルス対策関連事業のほか、教育や福祉、子育て支援の充実、暮らしの周辺整備、商工業の振興、防災対策など、積極的に取り組むことができました。また、井手町の次世代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援するための出産応援基金に1億円、役場庁舎やふれあいセンター建設等の大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に3億円それぞれ積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に特別会計であります。前年度に引き続き、全ての会計で実質収支額は黒字となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第28号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件ほか、14件の案件につきまして、その概要を

ご説明申し上げます。

議案第 28 号及び議案第 29 号は、いずれも条例の一部改正であります。

議案第 28 号は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 29 号は、デジタル手続法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 30 号は、令和 3 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 1 億 3, 212 万 8, 000 円の増で、補正後の一般会計予算は 49 億 5, 545 万円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、平成 27 年度に策定した公共施設等総合管理計画の改定に 253 万円、新庁舎等計画地における埋蔵文化財発掘調査に 600 万円計上いたしますとともに、新庁舎開業後に職員等が利用する駐車場の用地取得等に 1, 800 万円計上いたしております。

次に民生関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う、子育て世帯生活支援特別給付金に 580 万円、地域の企業や各種団体と連携しながら、町全体で子育てしやすい町の実現を目指す、子育てにやさしいまちづくり事業に 346 万 3, 000 円計上いたしております。

次に衛生関係では、接種率の増加等を踏まえた 64 歳以下の一般住民の方への接種体制の確保に係る経費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に 3, 000 万円計上いたしております。

次に農林関係では、石垣地区の水利組合が管理する 3 号水路取水施設の修繕に対する補助に 157 万 5, 000 円計上いたしております。

次に土木関係では、町道 29 号線道路改良に 4, 300 万円、町道 12 号線ほか道路改良に 860 万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係では、グラウンドとしての機能回復を図るため、井手小学校のグラウンド整備に 600 万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国府支出金 7, 422 万円、寄附金 52 万 9, 000 円、繰入金 3, 678 万円、繰越金 549 万 9, 000 円、町債 1, 510 万円計上いたしております。

議案第 31 号及び議案第 32 号は、いずれも任期満了に伴う委員の選任及び任命についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 33 号は、工事請負についてでありまして、予定価格が 5, 000

万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第2号から報告第7号までの6件は、いずれも地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第8号から報告第10号までの3件は、いずれも令和2年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 引き続きまして、去る4月1日及び6月1日付の人事異動により替わられた方の紹介を島田副町長からお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） それでは、私の方から、本年4月1日付人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

上下水道課参事の仁木 崇でございます。

上下水道課参事（仁木 崇） 仁木でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

副町長（島田智雄） 次に、本年6月1日付人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

保健センター所長・地域包括支援センター所長兼務の畑中博之でございます。

保健センター所長（畑中博之） 畑中でございます。よろしくお願いたします。

副町長（島田智雄） 以上でございます。今後ともよろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願いま

す。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 3番、谷田利一です。私の方からは、通告書に基づきまして、1点、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問をいたしますので、よろしくお願いします。

本町における新型コロナウイルスワクチンの接種については、5月8日に65歳以上の高齢者の集団接種が開始されて以降、個別接種も含めて順調に実施されているところであります。一方で、この間、他の市町村の集団接種において、ワクチンを希釈する生理食塩水の量を間違い、濃度の薄いワクチンを接種したり、ワクチンが吸引されていない空の注射器を使用するなど、接種に当たって、人体への直接的なミスについて、マスコミ等で報道されているところではあります。

本町においても、ワクチンの希釈については2回のミスが発生し、各回1瓶6人分のワクチンの廃棄となりましたが、住民の方への接種に影響はないとの報告を受けたところでございます。

そこで、次のことをお伺いいたします。

①65歳以上の接種について、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

②今後の一般住民への接種はどのように進めていくのか、お伺いします。

③ワクチンの希釈ミスはなぜ生じたのか。希釈ミスが生じても、それを誤って住民に接種することはないとのことであるが、希釈から接種までの手順とチェックはどのように行われているのか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、一つ目と二つ目についてお答えさせていただきます。なお、二つ目の詳細な接種の進め方と三つ目については、担当から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

一つ目の65歳以上の方への接種の進捗状況等につきましては、国においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種を希望される方に対して早期に接種できるよう、その取組の推進を図っておられるところがありますが、本町におきましては当初から、新型コロナウイルスワクチンについて、できる限り早く接種できるよう、高齢者の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの集団接種を5月8日に府内で最初にスタートさせるとともに、かかりつけ医療機関での個別接種やデイサービス利用時における接種機会の確保等、接種を希望される高齢者の方が安心・安全に、またそれぞれの利便性や実情を踏まえた接種方法が選択できるよう、関係機関と調整し実施してきたところであります。

その結果、6月20日現在で、対象となる65歳以上の高齢者の方で1回目のワクチン接種を終わられた方は、集団接種、各医療機関等での個別接種、デイサービス利用者の町内施設での接種等を合わせて約2,100人となり、対象となる高齢者約2,620人のうち約80%の方が接種をされたこととなります。また今後、個別接種で1回目の接種を予約申込みされている方が約180人弱おられますので、これらの方も含めると約2,280人が接種を希望されており、対象となる高齢者の方のうち約87%の方がワクチンを接種されるということになります。なお、高齢者の方で2回目の接種を終えられた方は現時点で1,740人で、対象となる高齢者の約66%となります。残る方も集団接種は7月3日まで、個別接種は7月末までで2回目の接種を終了する予定であります。

二つ目の今後の一般住民への接種の進め方につきましては、これら的高齢者の方への接種の進捗状況を踏まえ、今後も引き続き、64歳以下の方の接種を6月27日から実施する予定であり、10月上旬には希望される住民の皆さんに対する接種を完了したいと考えております。できる限り早く接種を完了することにより、少しでも安心した日常生活を送っていただけるよう、

関係者のご支援、ご協力を賜りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 二つ目の詳細な接種の進め方につきましては、去る6月9日に、次に年齢の高い60歳から64歳になられる約440人の方に対しましてクーポン券等を発送したところであり、あわせて、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等に從事されている方につきましては、各戸配布の文書やホームページで、該当される方については申請いただくことでクーポン券等をお送りすることをご案内したところであり、接種申込みはがき等により接種予約を取っていただくこととしております。

接種の方法ですが、高齢者の方と同じように、集団接種と各医療機関での個別接種を実施する予定であります。集団接種につきましては、空調設備の整っている自然休養村管理センターホールにおいて、6月27日から実施する予定としております。個別接種につきましては、従前と同様に、町内の二つの医療機関と近隣市の2医療機関で、高齢者接種の終了後に実施していただくこととしております。なお、今後対象年齢を引き下げて、順次クーポン券等を発送し、10月上旬には接種を希望される住民の皆さんに対する接種を完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

三つ目のワクチンの希釈ミスはなぜ生じたのか、誤って住民の方に接種することはないのか、希釈から接種までの手順とチェックはどのように行われているのかにつきましては、ワクチンの希釈は医療従事者である看護師により行っておりますが、希釈ミスの内容は、ワクチンの液が入った瓶であるバイアルに生理食塩水を注射器で注入し希釈する行程で、同じバイアルに生理食塩水を2回注入したケースと、バイアルに注入した生理食塩水が少なかったケースが発生したというものであります。希釈ミスが発生した原因は、1度目は、希釈の作業を1人の看護師が行っており、ダブルチェック体制が取れていなかったこと、2度目は、2人体制でチェックする体制で行っていたにもかかわらず、注入した生理食塩水の量について確実にチェックできる手順が取れていなかったことが原因であったと考えております。いずれも住民の方へ接種することはなく、ワクチンは廃棄したところであります。

希釈ミスはあってはならないことでありますが、各バイアルの1本から注

射器に吸引する本数が決まっているため、その本数が異なる場合には希釈量が誤っていることが分かるため、希釈を誤った注射器を使用することはありません。

現在は手順の見直しを行い、ワクチンを希釈する注射器に生理食塩水を吸引後、注射器ごとに必要量の生理食塩水が注射器に入っているかどうかをダブルチェックで確認した後に、ワクチンの希釈と、希釈したワクチンの注射器への吸引を、これもダブルチェックを行うこととし、希釈ミスが生じないよう相互確認できる体制で取り組んでいるところであります。

今後も、ワクチンを無駄にすることなく、住民の皆さんに対する安心・安全な接種の実施に努めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 答弁ありがとうございます。二つ目の一般住民の接種をどのように進めていくのかということの中で、町長等も答弁いただき、64歳以下、60から64歳、それから60歳以下の進捗の推移については、10月上旬でということなんですけども、60から64歳の440人の中に基礎疾患、それから高齢者福祉施設での職員に対してのクーポンということで、今まで待っておられたんですけども、高齢者福祉施設に職を持っておられる方は町内に在住の方というようにお聞きしており、町外在住で町内に勤務されている方が受けておられないということなので、お聞きしますと、入所の高齢者施設はいいんですけども、通所それから委託介護の職員がまだ受けておられないということで、家族さんの方から、車の送迎も要らない、ケアマネも来て要らないと。そんなコロナのワクチンを受けてない人が家に入出入りされるのはかなわないということをお聞きしています。町外・町内在住にかかわらず、町内の高齢者の施設のところに入っている人については全て早急にするということは予定されているのでしょうか。あくまでも町内の在住者しか駄目なのでしょうか。どうなんですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） ただいま再質問のございました、町内の高齢者施設におきます、いわゆる住所地外の従事者に対する接種でございますけれども、従

前、国等の優先接種の考え方につきましては、住所地の、住基台帳にある方が対象というふうなことを基本として優先接種の枠組を決めておりましたけれども、この間、運用の方も変更してきておまして、先週6月18日付で京都府から、住所地外の実施について、市町村の判断によって対応していけるということが改めて示されましたので、私どもの方も、町内の高齢者施設に勤務されている住所地外の従事者の方につきましても、接種をするという方向で対応を進めていくというふうにいたしておるところでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 早急に、一日でも早く家族さんが安心できるように取り組んでいただいて、優先して接種していただくように要望しておきたいと思っております。

それと、希釈ミスですけれども、二度と、3回目は起こらないように、重々注意していただくように要望して、終わりたいと思っております。

議長(西島寛道) 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

質問に入る前に、新型コロナ感染症によってお亡くなりになった方に心からご冥福をお祈りするとともに、感染拡大が不安視される中での東京オリンピック・パラリンピックの中止を強く求めて、質問に入りたいと思っております。

1番目に、新型コロナワクチン接種についてです。

高齢者の接種の申込み数、率などの進み具合はどうなっていますか。トラブルや副反応の例はつかんでいますか。64歳以下の住民の予約には電話やウェブの活用も考えるという説明が以前ありましたが、どのように実施しますか。接種するワクチンは、どこの製薬会社製のものになりますか。基礎疾患のある人、介護施設等での従事者以外にもワクチン接種業務に従事する人、保育所、小・中学校、学童保育での従事者、不特定多数の人と日々接する役場の職員等も、希望する人には優先接種を行うべきではありませんか。

今後暑さが増す中で、集団接種会場の暑さ対策はどうなっていますか。

長期に休日までワクチン接種に当たっておられる協力医療機関や従事者へ

の支援を町独自に考えるべきではありませんか。お伺いします。

二つ目に、生理の貧困の解消についてです。

コロナ禍は非正規労働者に大きな被害をもたらしていますが、男性と比べて非正規で働く割合が高い女性に自死が増加するなど、特に深刻な影響が指摘されております。6月1日に開かれた政府の男女共同参画会議でまとめられた女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の原案にも、女性が経済的な理由で生理用品の購入ができない生理の貧困問題が顕在化しているとして、交付金を活用した生理用品の提供や相談体制の充実を進めるというふうに明記されました。

内閣府男女共同参画局が地方公共団体における生理用品の無料配付の取組を調査した結果、5月19日現在で実施している地方公共団体が255団体、調達元としては防災備蓄品が184件と最も多く、次いで予算措置、予備費の活用も含むものが55件、企業や住民等からの寄附が44件というふうになっています。内閣府では、地域女性活躍推進交付金に新たな「つながりサポート型」という項目を設け、地方公共団体が相談支援や居場所の提供などを行う場合に、交付上限や補助率を通常より引き上げ、この中で生理用品の提供を行うことも可能といたしました。京都市でも、市立の小・中・高・総合支援学校に生理用品を配備するということになりました。

本町でも、女性が生理用品を入手できず、学習や外出の機会を失い、社会的に孤立することのないよう支援が必要ではありませんか。本町では、防災備蓄品として生理用品の備蓄はどのくらいありますか。本町でも地域女性活躍推進交付金を活用して、生理用品の無料配付を行う考えはありませんか。町内の公共施設や小・中学校のトイレに無料の生理用品を設置できないか、伺います。

3点目に、LGBTQの方への支援についてです。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョンと呼ばれるような性的少数者の割合は、大阪市の調査でLGBTが3.3%、性別を決めたくない、決めていない等の回答を合わせると8.2%、電通ダイバーシティ・ラボの2018年の調べでは約8.9%など、ばらつきはありますが、現在の日本では約3%から10%と言われております。すなわち、40人のクラスがあれば、その中に1人以上存在するということになります。ヒトの性別は、男性か女性かに単純に二分されるものではありません。身体

の性、性自認、性的指向などで多様な組合せがあり、どのような組合せを持っていても、全ての人の人権が尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる社会でなければなりません。

トランスジェンダーの子どもにとって、希望しない性別での学校生活を強いられることは、つらい経験であり、不登校や自殺願望の原因ともなると言われています。中学生の頃には、自身の身体が希望しない性の特徴を持ち始める二次性徴が起きることに加えて、自身の希望しない制服を着なければならぬことに苦痛を感じる人、特に、トランスジェンダー男性はスカートをはくことに大きな苦痛を感じる人が多いと言われています。

制服のジェンダーレス化や選択制は、トランスジェンダーの子どもへの特別な対応ではなく、全児童・生徒が対象となるべきであります。寒いのが嫌だ、パンツスタイルが好き、足を見せたくないなどの理由でスカートをはきたくない子どもも多いと考えられ、誰かへの特別な配慮ではなく、ユニバーサルデザインの概念で、全ての人に優しい制服の採用、あるいは多様な組合せを認めることが求められています。

本町の小・中学校では、男女別に持ち物や服装を定めている校則がありますか。特に中学校の制服はジェンダーレスや選択制とするべきではないか、伺います。

また、現在日本では同性どうしの結婚は法律上認められていない不平等状態にありますが、2015年に初めて同性カップルを自治体が証明したり宣誓を受け付けたりなどできるパートナーシップ制度が導入され、どんどん広がっています。現在全国で100以上の自治体で施行され、京都府内でも京都市、亀岡市、長岡京市で導入されています。自治体のパートナーシップ制度と結婚は全く別のもので、相続などの問題は解決しませんが、行政が同性カップルの存在を正面から認めることは、同性カップルが既に共に生活していることに気づくきっかけにもなり、意義はとて大きいと思います。

本町でも、希望する方には同性どうしのパートナーシップを認める制度をつくるべきではありませんか。伺います。

4点目に、消防団の処遇改善についてです。

消防庁では、消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、検討を行ってき

ました。今年4月13日には検討会の中間報告を取りまとめ、都道府県知事や指定都市市長に対し、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官から通知を発出しました。

そのポイントは、1、非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたこと、年額報酬を団員階級の者は3万6,500円を標準とすること、出動報酬は、災害時は1日当たり8,000円を標準として、報酬等の団員本人への直接支給を徹底すること。二つ目に、団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）とは適切に区別し、各市町村で適切に予算措置をすべきであること。3点目に、各市町村において消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施するということであります。

本町では、年額報酬や費用弁償を団員本人に直接支給していますか。

本町の消防団員定数は250人ですが、人口が激減している中で、この数は適切なのでしょうか。実際、昨年度に活動経歴がある団員は何人ですか。

条例上の団員の任用資格は、消防団の区域に居住し、または勤務する者となっていますが、任用資格のない者に報酬や費用弁償を支給している例はありませんか。

消防団員は非常勤とはいえ特別職の地方公務員であり、本来業務や本来業務との関連がある活動につき、住民から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があります。消防団が寄附を募る行為は禁止するよう服務規定を改めるべきではないか、伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目の新型コロナワクチン接種についてであります。まず、高齢者の接種の申込み数、率などの進み具合につきましては、先ほど谷田利一議員にお答えしたとおりであります。

また、トラブル、副反応につきましては、接種後のアナフィラキシー反応などは、現在までのところ集団接種会場においては発生しておりません。なお、個別接種につきましても、そのような報告は受けておりません。

次に、64歳以下の方に対する予約方法につきましては、60歳から64歳までの方については、65歳以上の高齢者の方と同様に、はがきにより予約受付を行っております。電話予約やウェブによる予約につきましては、他の自治体において混乱が生じた状況等もあり、今後の予約の状況や予約方法の利便性等も勘案する中で検討してまいりたいと考えております。なお、接種するワクチンにつきましては、現在ファイザー社製のワクチンを使用しており、今後も引き続き当該ワクチンを使用する予定であります。

次に、優先接種の考え方ではありますが、国の示している基礎疾患のある方、高齢者施設等に従事されている方、60歳から64歳の方への接種に引き続き、年齢の高い方から順次接種を進めることとしており、集団接種会場において当日ワクチンの余剰が発生した場合にも、まずは住民の方へ接種できるよう、次順位の方の候補者リストを作成し対応しているところでございます。その上で、ワクチンに余剰が生じた場合は、貴重なワクチンを無駄にしないという観点から、保育士や集団接種に従事する町職員等の中で、接種を希望する者を事前に確認し、接種しているところであります。

暑さ対策につきましては、さきに谷田利一議員の質問にお答えしたとおりであります。

次に、協力医療機関、医療従事者への支援につきましては、本来の診療・看護業務とは別に長期にわたり継続的に協力を頂くことから、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、通常の予防接種単価を上回る単価を設定し、お願いしているところであります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の生理の貧困の解消についてであります。まず、本町において、備蓄物資としての生理用品については約1,100枚備蓄しております。また、小・中学校における生理用品につきましては、児童・生徒から求めなどがあつたときには支障なく養護教諭から配付するなど、対応を行っているところであります。

本町では、これまでから、厳しい財政状況の中においても、子育て世帯をはじめとする支援策については、18歳までの医療費の無料化や給食費の無償化をはじめ、様々な独自の支援策を講じてきているところであります。さらに、新型コロナウイルスの影響による生活支援策として、住民1人当たり

10万円を支給する国の特別定額給付金や2万円を支給する町の生活応援給付金に取り組むとともに、今次定例会の補正予算においても、国の子育て世帯生活支援特別給付金を計上するなど、様々な支援も行ってきております。このような支援策などにより、役場窓口や各学校において、経済的な理由で生理用品が入手することができない旨の相談はない状況であり、現在のところ対応はできているのではないかと考えております。もちろん、行政として、経済的な理由などにより住民から相談があれば、丁寧に対応するのは当然のことであると考えております。

続きまして、4点目の消防団についてであります。まず、年額報酬や費用弁償の支払いにつきましては、各団員から支部に受領するよう委任されておりますので、その趣旨に沿って、各支部に支払っております。

次に、消防団の定数が適切であるかどうかにつきましては、有事の際の出動要請について、それぞれのケースにより異なりますが、これまで消防活動や水防活動、各種訓練等において支障を来すことなく活動できていることを考えますと、適切な団員数であると考えております。

次に、昨年度の活動履歴につきましては、コロナ禍での事業でありましたが、昨年度末団員数235名に対し、活動した実人数は225名であります。

次に、任用資格のない者に報酬や費用弁償を支払っている例はあるのかにつきましては、各支部において2年に1度、役員改選時に任用資格について確認をしていただいておりますので、資格がない者に対して支給はしていないものと考えております。今後も役員改選時の都度、消防団に確認してまいります。

次に、寄附につきましては、各区内での行事等の活動に対して自主的に寄附をされているものと考えておりますので、本町から何も申し上げることはございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 3点目のLGBTQの方への支援についてですが、本町の小・中学校で男女別に持ち物や服装を定めている校則につきましては、小学校では通学帽、また、選択とはなっておりますが、水泳指導の際の水着があります。中学校では、男女別に定めているものはございま

せん。

次に、中学校の制服につきましては、以前は男女別に制服を定めておりましたが、平成30年度に見直しを行っております。制服の着用につきましては、中学校では生徒と保護者の思いを大切に、丁寧に対処しております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 平間いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(平間克則) 次に、パートナーシップを認める制度をつくるべきではないかにつきましては、まず、パートナーシップ宣誓制度の導入状況でございますが、ホームページで公表されている同性カップルの法的保障を求める団体による調査によりますと、令和3年6月1日現在、全国1,724市区町村のうち106自治体、率にして約6%の導入状況であり、京都府内においても3市のみとなっております。本町といたしましては、誰もが自分の性の在り方や性に関する様々なことについて尊重されるよう、性的指向や性自認に関する知識を持つ理解者を増やすことが当事者への支援につながるものと考えております。

本町においては、これまでのところ本制度に係る問合せ等は伺っておりませんが、今後も引き続き、住民に対する啓発活動や職員への研修も併せて実施するとともに、他の自治体における先進事例等も調査しながら、制度の取扱いについての研究に努めてまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) まずワクチン接種ですけれども、先ほど谷田利一議員の質問にも、町外在住者であっても介護施設等の従事者には優先的な接種を認めるということになりましたけど、国がそもそも方針を次々変えてくるので、地方自治体、実際接種に当たる者が振り回されるということではあるんですけども、しかし、それだけではなく、国は、大規模接種会場などだったら接種券のない人まで職域接種では構わないとか、それから、もっと若い10代の方でも申し込んでもらったらできるとか言っているわけです。そうすると、うちは順番にやるということですが、そういう特に事情があって早く打ちたいという人があった場合、接種券はやっぱ渡さないといけないんじゃないかと。そういうことはホームページに書いてないわけです。そうい

う事情があれば、国の方に申込みたかったら接種番号を言いますよとか接種券を渡しますよというようなこともないですし。全部配ったらそれは混乱すると言われるかもしれないけど、受け付けるのは年齢順なんだということもはっきりきちんと言えればそんなに混乱しないですから、今いろいろな接種方法が増えている中で、希望者が申し込めるように、接種券の配付は急がないといけないんじゃないでしょうか。それはぜひ検討していただきたい。どうでしょうか。

文科省は、子どもにも夏休みの間に受けられるようにしなさいなんて言い出したわけです。そうすると、順番に高齢者の人をやるまでに子どもに打たないといけないみたいな、10月までかかるんでしょう、本町は。そうすれば、そういうことになってしまうわけです。それはどう対応するんですか。子どもの問題については、京都府の知事も、国の接種推奨するかどうかの考えをきちんと示してくれということも言っておられますが、本町はどう対応するんでしょうか。

生理の貧困の問題では、養護教諭が申出があれば渡すという話は、私が子どもの頃からそうです。もちろん保健室へ行けば頂けるんですよ。でも、それはやっぱり言いにくい。役場の窓口で相談がないと言われてますが、お困りの方はこういう形で申し出て下さいみたいなカードを渡すというようなやり方もできないのか。トイレトペーパーと一緒にです。トイレトペーパーだって、昔は自己負担というか自分で用意するのが当たり前だったんだけど、それがどこにでも設置されるようになった。必要なものですから、トイレトペーパーと同様に設置をしていただきたいと思います。いかがですか。

LGBTQの方に関しては、問合せはないと言われてますが、やっぱりそれは一番微妙な人権に関わる問題で、なかなか自らカミングアウトしてということは難しい。差別を受ける可能性もあるわけですから。そういう形で言うてこられるのを待っていたらいいんだという時代ではなくなっているわけで、こういう問題についても、町が先進的に取り上げていく。こういう方についてはご相談、大体どこの窓口で受け付けているのかというようなことも分からないわけで、そういうことについてはもっと周知していくということからまず始めないといけません。その辺はいかがでしょうか。

小学生といえども、私はこの帽子、嫌やという子どもも中には居るわけで

す。そういうことについては、順次改善をしていっていただきたい。水着なんかも非常に微妙な問題ですので、検討していただきたいと思います。

消防団の問題ですが、国は報酬を上げよと言っているわけです。今、地方交付税の単価が、本町は2万8,000円になっていますけど、3万6,500円まで引き上げよ、手当じゃなくて、出勤についても報酬にしろ、会計を明確化にせよと言っているわけです。以前、横浜では、寄附として受け取ったお金を市の会計に入れなくて団独自に使ったということについて、違法の疑いがあるという、そういう判決も出ているわけです。京田辺市の消防団の服務規程には、何人も市長の許可なく寄附を募ってはならないということを書かれております。やはり必要な額は公費で保障する、かつ、それは直接支給しないと、幾ら報酬を引き上げても意味ないわけです。団でプールしてしまったら、欲しいと言えないですよ。こういうやり方は、今の若い人には受け入れられないです。国が直接支給せよということは何遍も通達を出しているのに、なぜ本町は委任のやり方を続けるんですか。今や、これ、変えなさいと消防庁が言っているわけです。改善できない理由は何ですか。団が、団にしてくれないと困ると言っているわけですか。理由を教えてくださいと思います。

実際、災害のときに出るのは命がけですよ。それと訓練と同じ出勤報酬というのは、やはりおかしいんじゃないかと。きちっと差をつけて、災害時の出勤には、国が言っているような8,000円に近い額を支給するということが必要でないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 谷田みさお議員の再質問でございますが、まず接種券の配付でございますけれども、コロナの感染症の患者の重症化の状況につきまして、さきに府の方で調査結果が公表されましたけれども、基礎疾患のある方、60代以上の方が重症化するというふうなことでございます。これらの方々に対する接種を急ぎ進めていく、その観点から、予約が混乱しないように、段階的に接種券の方を送付いたしているところでございますけれども、ご承知のように、他の市町村と違いまして、私どもの方、かなりのペースで接種が進んでおるところでございます、それに合わせて、接種券の方も早々

に順次配付されるというふうにお考えいただければいいのではないかというふうに思っております。

それと、2点目の子どもさんに対する接種でございますけれども、16歳未満の方の接種につきましては保護者の同意、また小学生の方につきましては必ず保護者の同伴というふうなことが求められているところでございます。それらも踏まえて慎重に対応をすべきではないかということで、他の市町村の状況等も見ながら対応を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず生理の貧困の関係でございますけれども、私ども先ほど申し上げましたように、町として独自の事業、小学校、中学校、学校の給食費の無償化でありますけれども、年間5万円弱程度、それと子育て支援医療、こちらについても、おおむね年間2万5,000円程度の、結果として補助みたいな形になっておりますが、そのような制度も、それにまた加えてコロナ禍において2万円の独自の制度もしているということでございます。町としては、そのような独自制度も取り組んでいるということでやっておりますので、どこに費用を使うかということもあるかも分かりませんが、町としては、そのようなことで今まで取り組んできておりますので、現在のところで、そういう支援によってやっておりますので、今のところ対応はできているのではないかとということでお答えをさせていただいた次第でございます。

あと、消防団の関係でございますけれども、まず、消防団につきましては、消防団の綴喜支部で報酬等々ももちろん検討しておりますので、そういう国からの通知というのがあったことは承知しておりますので、これからはまた、そういう話になれば進めていく形になるかどうか、その辺も今後の流れによって確認をしていくということでございます。

それと、寄附についてですけれども、それぞれのケースによりまして、違法であるか否かということについては、私どもとしてはどのように判断するかということは差し控えますけれども、先ほど申し上げましたように、各区でそれぞれの地域で、行事などいろいろ私どもが命令系統でない地域で

の活動などもやっていただいているということも承知はしておるんですけれども、そのようなことで地域の方が自主的に寄附をされているということでもありますので、そこについて、私どもがとやかく何も申し上げることはないということで、それもお答えをさせていただいた次第でございます。

あと、報酬の受け取りの方法なんですけれども、一番最初これも申し上げましたけれども、団の方からそのように委任があるというようなことで、それに基づき、その趣旨に沿ってお支払いをさせていただいているというのが理由でございます。

あと、災害時の出動時の単価につきましては、そういうご意見があったということで、それはまたお伺いしておきたいと思えます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 平間いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(平間克則) L G B Tに関することですが、窓口が分からない、また周知しないといけないということで、まず、本町といたしましては、全ての人に対しまして、人権を尊重する立場、またあらゆる差別を許さないという立場で取り組んできているところでございます。本制度につきましては、先ほども申しましたように、制度の取扱いについては研究に努めてまいりたいというところでございますし、窓口が分からないということにつきまして、私ども、L G B Tにかかわらず、あらゆる人権差別について、毎月「広報いで」にも掲載をさせていただいております。こういった広報活動も引き続き続けていきたいというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 通学帽と水着についての男女別の定めにつきましては、小学校の方で今後それぞれ見直しをしていくのかを検討していくというふうに聞いております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ワクチン接種の問題ですけれども、高齢者の方も、早

くに申込みがあったけれども、返事がずっとない、1か月ぐらいかかったというような例もありまして、すぐにいつですよという返事があった人と、長期にずっと待っていた人とあるわけです。今回また年齢幅がどんどん広がっていきますので、申し込んだ、10月まで全然通知がないとなると非常に不安ですよ。私のはがき、ちゃんと着いているのかしらとか思いますよね。だから、いつ頃になるということは本当に迅速に通知をしていただきたい。そうでないと、年齢の低い方は、高齢者以上に活動的なわけですから、ご予定がいろいろあるわけです。だから、何日何時に来てくださいというようなことが守られるのかどうかということもありますし、それは早く通知をしていただきたい。どうしても早く接種をしなければならない特別な事情のある方、長期の出張ですとか単身赴任であるとか留学するとか、そういうことが今後予測される場合には、それは当然個別の対応をしていただきたい。早く接種をしたいというようなことがあれば、相談に応じていただくように、国がそういうふうにとどんどん増やさないと言っているわけですから、応じていかなければいけないということを申し上げて、質問を終わります。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。11時20分から。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時18分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、質問をいたします。

まず1点目、新型コロナワクチン接種状況について質問いたします。

井手町では、府内市町村で一番早く新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け優先接種が、5月8日土曜日より多賀小学校で始まりしました。重症化リスクの高い高齢者の接種が進むことで、医療提供体制逼迫の改善や高齢者の安心・安全、命を守り、生きる希望につながるものと思います。接種に当たり、ワクチンの希釈ミスがありました。高齢者への接種は医師、行政の努力によって順調に進んでいると感じています。今後は、次の接種対象者へもスムーズに進むよう期待しています。

そこで、ワクチン接種状況について質問いたします。

1、本町の65歳以上の接種対象者のうち、接種希望された方は何人、何%おられるのか。接種希望者のうち何人の方、何%が2回の接種を終えられたのか。また、2回接種が終わる見通しはいつ頃になるのか。

2、本町の65歳以上の接種を辞退された方が今後接種を希望されたときは、予約をすれば接種ができるのでしょうか。

3、接種について、副反応等含め何か問題点はありましたか。

4、本町の65歳未満の方の接種券の発行や予約等の今後の見通しについて。また、接種対象者が16歳以上から12歳以上に引き下げられました。接種方法は学校での集団接種になるのか、親の承諾書等、必要になるのか。

5、外国籍の方の接種はどのようになるのか。

次に、窓口業務の充実、お悔やみコーナーの設置について質問します。

年間138万人が亡くなるという多死社会を迎える中、高齢の同居家族や離れて暮らす親族の負担を軽くするため、家族が亡くなった後に必要な手続を1か所でできる窓口、お悔やみコーナーを設置する自治体が全国的に増えてきています。例えば、大阪府熊取町では、遺族が予約すれば、各課の担当者が来庁日までに故人の名前や住所などの基本情報が記入された必要書類が用意されています。遺族にとって、亡くなった人の名前を何度も書くことの心痛は計り知れないとの思いもあるためです。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町では、過去3年間に何人の方がお亡くなりになられているのか。また、一人暮らしで身内のおられない高齢者等が亡くなっておられたことがあったのでしょうか。

2、一人暮らしの高齢者が亡くなり、身内がおられない場合の葬儀等は、費用を含めどのようにされているのか。また電化製品、衣類、預貯金など、身の回りの整理はどのようにされているのでしょうか。

3、家族の負担を軽減するため、死亡届に関する書類等が1か所で全て済ませられるよう、窓口対応、お悔やみコーナーを設置する取組も必要と考えますが、本町の考えをお聞きいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員の質問にお答えします。

1点目の新型コロナワクチン接種状況についてであります。一つ目の65歳以上の方に対する接種状況につきましては、谷田利一議員にお答えしたとおりであり、集団接種は7月3日まで、個別接種は7月末までとなっております。7月末には希望される全ての高齢者の皆さんに接種できる予定であります。

二つ目の65歳以上の接種を辞退された方が今後接種を希望されたときは、予約をすれば接種できるのかにつきましては、新たに接種を希望される場合は、保健センターまで申し出ていただければ、接種の日時等を調整して連絡いたします。広報紙やホームページでもお知らせしてまいります。

三つ目の接種について、副反応等含め何か問題があったのかにつきましては、先ほど谷田みさお議員にお答えいたしました。アナフィラキシー反応などの重いアレルギー反応につきましては、現在までございません。

四つ目の65歳未満の方の接種券の発行や予約等の今後の見通しにつきましては、先ほど谷田利一議員にお答えいたしました。現在60歳以上の方までクーポン券等の送付を行っておりますが、今後対象年齢を順次引き下げて送付することといたしており、10月上旬には全ての接種希望者に対し接種できるよう対応してまいりたいと考えております。

また、12歳以上16歳未満の方への接種につきましては、国では、ファイザー社製のワクチンについては12歳以上を対象とすることが決められたところであります。16歳未満の方に対する接種につきましては、原則保護者の同伴が必要であり、中学生以上については、保護者が予診票に署名することで、保護者の同伴がなくてもワクチン接種が可能となります。12歳の小学生については、保護者の同伴が必要となる等の対応が求められることから、接種方法や接種時期も含め、他の先行する自治体の対応も参考に、十分検討してまいりたいと考えております。

五つ目の外国籍の方の接種につきましては、井手町には町内の事業所にお勤めの外国籍の方もおられますので、予診票の記載等の言語上の問題をはじめとして、不便が生じないように、事業所とも連携して、円滑に接種できるよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 2点目の窓口業務の充実、お悔やみコーナーの設置についてであります。一つ目の過去3年間に何人が亡くなられたかにつきましては、平成30年度は103人、令和元年度は98人、令和2年度は93人です。また、過去5年間において、一人暮らしで身内のいない高齢者等が亡くなられた事例は、把握している限り、ございません。

二つ目の身内のおられない方が亡くなられた場合の葬儀等につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、死亡地の市町村長が火葬を行わなければならないこととなっております。その場合の具体的な対応としては、遺留品中の現金や有価証券を火葬費用に充当し、不足が生じた場合は市町村が立て替え、その後、遺留品を売却しても足りない場合は都道府県が負担することとなっております。

三つ目のお悔やみコーナーを設置する取組につきましては、ご遺族が少しでも役場での手続等が円滑に行えるよう、死亡届提出の際に、具体的な手続事項を記載した手続一覧の資料をお渡しするとともに、関係課へ連絡を取り、順次ご案内しているところです。また、関係課では、亡くなられた方お一人お一人の状況をお聞きする中で、必要となる書類についてご説明をしながら手続をさせていただいているところであります。

岡田議員がご紹介されている熊取町は、人口規模が約4万3,000人で、年間約400人の死亡届が提出されるとのことでもあります。その際に、住民の方の利便性と行政効率を図る観点から、死亡届提出後必要となる手続を説明した「ご遺族のためのおくやみハンドブック」をお渡しするとともに、お悔やみコーナーの利用の前に、事前にご遺族の方に、亡くなられた方の情報や相続人代表の口座情報等を記入していただく受付シートの作成、提出をお願いし、予約していただいた日までに関係課で必要書類を確認し、それを集約した上で、1か所で必要書類等の作成と受付ができるよう対応しているとのことでもあります。

1か所に対応する仕組みにつきましては、どうしても事前に亡くなられた方に関する情報を確認し、関係課で準備する作業が必要となりますが、受付シート等に記載していただく等の手間等、本町の規模等からは、かえって住民の方にお手数をおかけすることもあり、今後、先進地の事例等を参考にしながら、本町でも活用できる点は取り入れ、少しでも遺族の方の手続の負担

軽減が図れるように対応してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 再質問を4点ほどさせていただきたいと思います。

新型コロナワクチン接種状況についてでございますが、先に質問されたお二人と一部質問がかぶるかもわかりませんが、聞き取りにくい部分もありましたので、再度答弁いただければと思います。

まず1点目には、障がいをお持ちの方や、また在宅で介護を必要とされる高齢者等へのきめ細かな配慮等、接種は今後どのようにされていくのか、また、されているのか。

2点目は、本町へのワクチンの供給状況について、十分に確保できているのか、確保できる予定なのか。

3点目には、本町での集団接種において、ご協力を頂いている医師は何人おられるのか。本町には内科、歯科、皮膚科があるんですけども、集団接種の体制はどのような体制で行われているのでしょうか。また、あわせて、歯科と皮膚科の方で、個別接種とかそういうのはできないのでしょうか。

それと4点目には、今、けいはんなプラザで大規模接種が進められているんですけども、それに予約し、また接種された場合は、本町での予約は自動的にキャンセルされるのか、また本町への連絡が必要になるのか。

5点目には、住所地外接種の取扱いはどのようになっているのでしょうか。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 岡田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の障がいのある方等在宅で接種を受けにくいというふうに思われる方の対応についてでございますけれども、まず一つには、障がいのある方につきましては、個別に保健センターの方にご連絡を頂きまして、対応についてご相談を受けさせていただいております。例えば、障がいのある方につきましては、町内医療機関等で、かかりつけ医療機関をお持ちの方も多い状況でございますので、ご家族の方のお力で、今も医療機関の方に通っておられる方につきましては、そこでの個別接種の対応とか、また、ふだんからも

どうしても出られなくて、訪問医療等を受けて、いわゆる往診を受けておられる方もおられます。これらにつきましては、個別に事情等をお伺いする中で、例えば訪問看護等も活用しながら、在宅での接種についても、個別に調整しながら対応していこうということで現在進めているところでございます。

2点目の本町におけますワクチンの供給状況でございますけれども、4月に特養の施設につきまして、その入所者分について最初、供給を受けましてから、現在に至るまで5箱のワクチンの供給を受けているところでございます。この5箱といいますのは、大体1箱、5人分のときで975回分、6人分でしたら1,170回分になるんですけれども、トータルで大体6,000回分ほどの供給を受けているところでございます。当然、高齢者の方に対応できる分は十分既に受けているところでございますが、使用の計画を示して供給を受けるような形でやり取りをしております。今後も引き続き、ファイザー社のワクチンにつきましては、滞ることなく供給を受けられるというふうに考えておるところでございます。

3点目の集団接種に何人の医師が対応しているかということでございますけれども、集団接種の方につきましては、町内の内科系の2医療機関からは3人の先生に、そして皮膚科の先生も月に1回でございますが、対応をいただいているところでございます。ただ、町内医療機関だけでは賄い切れないということで、さきにご説明させていただいておりますが、京田辺医師会の方の協力を得まして実施しているところでございますが、京田辺医師会の会員数が約46ほどだったと思います。その医療機関の方から応援に来ていただいておりますが、お世話になっている先生は約20名弱ぐらいの先生にお世話になっているところでございます。

4点目、歯科、皮膚科で個別接種ができないかというふうなご質問でございますが、今、歯科の先生については、集団接種での接種について国の方でも制度的に対応できるような枠組みを整備してきたところでございますが、歯科の方で直接的なそういうふうな対応というのは、枠組みとしてはございません。また町内の、皮膚科の方も内科の医院ではございませんので、個別接種については、対応の方はされないというふうなことでございます。

5点目のけいはんなプラザにおける大規模接種で予約したら、自動的にその連絡なり私どもの方に来るのかというような趣旨のご質問かと思いますが、大規模接種で予約された時点で、私どもの方に情報が入ってはまいりません。

最終的に府の方に確認しておりますが、接種をした後の方の情報は入ってくるというふうに聞いておるところでございます。ですから、けいはんなの方なり他の大規模の接種をされた場合につきましては、保健センターまでご連絡を頂きたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。通達に基づきまして、私の方から大きく3点の事項について質問させていただきます。

1番、災害対策基本法の改正。

本年も近畿地方の梅雨入りは5月16日に発表され、これは平年よりも21日も早く、記録的にも早い時期での梅雨入りとなりました。梅雨入り直後に降った大雨では、本町でも大雨警報が発令され、京阪神地域ではマンホールから水が噴き出す、道路が冠水する、崖が崩れるなどの事案も発生しました。本町でもJR奈良線の運休や学校の休校などの日々の生活にも影響が出ました。気象庁の予想では、梅雨入りが多い場合でも梅雨明けは平年並みになるということで、これからの季節、台風のシーズンが終了するまで、常に雨災害について対策を考えていかなければなりません。

今回このタイミングで、災害時に町長が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することを盛り込んだ改正災害対策基本法が4月28日に国会で成立し、5月20日より運用開始となりました。これまで避難勧告と避難指示の違いが分かりにくく、住民の方の逃げ遅れによる被災が発生していたことを踏まえ、今回改正されたと聞いております。

本町は、常々町長が話をされてますように、天井川に挟まれた地形であり、水害の被害リスクが高いことは言うまでもなく、今回の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制をより一層整備すること、また必要に応じて新たな対策を速やかに行う必要があると考えます。

そこで質問します。

1、今回改正された災害対策基本法の概要は。

2、住民の方、関係団体への今回の改正内容の周知方法は。

3、高齢者等社会的弱者の方への個別避難計画の作成について、本町の考えは。

2番、マイナンバーカード普及の取組。

公平公正な社会の実現と国民の利便性向上、行政の効率化を目的に、平成28年1月にマイナンバー制度はスタートしました。国民一人一人に割り振られた番号は、申請によってマイナンバーカードが交付され、公的な身分証明書として使用することが可能となっています。令和2年9月には政府はマイナポイント事業を推し進め、マイナンバーカードの普及促進を進めました。現在、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野に限ってその利用が認められています。将来的には使用できる領域が増えていくと予想されます。

そこで質問します。

1、本町におけるマイナンバーカードの普及率は。また、マイナポイント事業により向上した普及割合は。

2、近隣地域におけるマイナンバーカードの普及率の状況は。

3、マイナンバーカード取得における町民のメリットは。

4、マイナンバーカード普及における行政側のメリットは。

5、普及率を向上させるため、本町独自の取組やその考えは。

3番、山城多賀駅前商業施設誘致の公募状況。

本年5月に開催された産業厚生常任委員会で説明がありました山城多賀駅前商業施設誘致優先協議者募集要項について、その際、5月末には申込受付を終了し、6月中旬には優先協議者の選考を進めると説明がありました。

駅前商業施設の誘致は地域の活性化、買物難民の解消など、地域住民の最大の関心事であります。

そこで質問します。

1、公募の結果、どのような業種、業態から何件の応募がありましたか。

2、公募された企業に対し、優先協議者を決定していく選考基準や審査方法は。

3、駅前商業施設誘致実現まで、どのようなスケジュールで進めていくのか。

以上、大きく3点、質問について回答をお願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、3点目の山城多賀駅前商業施設誘致の公募状況についてお答えさせていただきます。

本地域の立地条件を生かした商業施設の誘致を行うことは、本町の定住施策を促進させるとともに、新たな生活拠点として地域の活性化や雇用の創出にもつながる、将来のまちづくりにとって大変重要な施策であることから、私も直接、西脇京都府知事に協力を要請し、これまで府の関係機関等にも大変ご尽力を頂き、今回の公募に至ったところであります。

今回の公募状況につきましては、応募は2件ありましたが、うち1件は申込書の一部未記載や必要書類が未提出であったことから不受理となり、実質的には1件の応募を受理したところであります。応募企業及びその計画内容につきましては、応募企業自らが経営する食品・日用品スーパーのほかに、出店の同意を得たドラッグストア、100円均一ショップ、ホームセンターなど複数店舗を前川筋北側の約2.2ヘクタールに集約する計画となっております。

今月10日に、本町のほか京都府、税理士及び地元地権者の代表者から構成する選考委員会を開催し、企業としての資力・信用や今回計画における土地利用の規模、施設・事業の内容、地域貢献の大きく四つの観点において審査され、健全な企業で適切な事業計画であると判断いただいたことから、京都府福知山市に本社を構える株式会社さとうを優先協議者として決定したところであります。

今後につきましては、まずは6か月以内に地権者の同意を得ていただくこととなりますが、同意を得られれば、企業による具体的な整備計画作成後、都市計画等の法手続を経て事業着手されるものと考えており、本町としては、地元地権者との協議状況等を注視しながら、必要な協力等を行ってまいりたいと考えております。

なお、冒頭申し上げましたように、商業施設誘致の実現は、本町の将来のまちづくりにとって大変重要でありますので、地権者をはじめ議員各位や住民の皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 1点目の災害対策基本法の改正についてであります、一つ目の今回改正された災害対策基本法の概要につきましては、主な変更点につきましては3項目ありまして、1項目めは、本年5月20日から適用となった避難情報の見直しであります。これまで、警戒レベル4については、避難指示（緊急）・避難勧告でありましたが、避難勧告と避難指示の違いが分かりにくいなどの課題を踏まえ、避難勧告が廃止され、警戒レベル4、避難指示として一本化されました。また、これまで警戒レベル5については、災害発生情報であったものが緊急安全確保に、警戒レベル3については、避難準備・高齢者等避難開始であったものが高齢者等避難に変更されております。

2項目めは、高齢者等の避難の実効性確保のための見直しであります。毎年全国各地で災害が発生しており、多くの高齢者が被災されている状況から、避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者それぞれに合わせた避難を計画する個別避難計画の作成について、市町村に対し努力義務とされたところであります。

3項目めは、広域避難の実効性確保のための見直しであります。近年、これまででは考えられないような豪雨や台風などにより、広範囲にわたり甚大な災害が発生していることから、一つの自治体のみで災害対応をするのではなく、避難者を一定期間安全な他の市町村に滞在させるなど、市町村間で広域的な対応ができるための規定等が措置されたところであります。

二つ目の改正内容の周知方法につきましては、先ほど申しあげました避難情報の見直しについては、当該内容ビラを作成し、先月20日に各戸配布するとともに、町ホームページにおいても当該情報を周知してきたところであります。なお、個別避難計画及び広域避難については、防災訓練などの場面を活用して周知してまいりたいと考えております。

三つ目の高齢者等社会弱者の方へ個別避難計画の作成についての本町の考え方につきましては、今回の法改正において、個別避難計画の作成が努力義務とされたところありますので、今後の進め方等について、国や京都府からの情報も得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 2点目のマイナンバーカードの普及の取組につ

いてありますが、一つ目の本町のマイナンバーカードの普及率につきましては、令和3年5月31日現在で22.6%となっております。また、マイナポイント事業により向上した普及割合は、事業が開始された令和2年9月1日時点では交付率が13.1%でありましたが、事業の対象となるマイナンバーカード申請期限となる令和3年4月末では21.2%となっております。

二つ目の近隣地域の普及率につきましては、5月31日現在で、木津川市は33.3%、京田辺市は32.3%、城陽市は32.8%、久御山町は26.3%、宇治田原町は29.3%となっております。

三つ目のマイナンバーカードの取得における住民のメリットにつきましては、本人確認の際の身分証明書として利用できる点が最も大きく、個人番号のほかに顔写真や住所、生年月日、性別などが記載されていることから、運転免許証などと同様、公的な身分証明書として使用することができます。例えば、未成年の方や運転免許証を持っていない人の場合、複数の書類を用意する必要がありますが、マイナンバーカードの1枚で証明が可能となります。そのほかに、住民票に旧姓を併記することで、マイナンバーカードにも旧姓が併記され、婚姻等で氏に変更があった場合でも、旧姓時に開設した口座や各種契約における身分証明書や本人確認で活用できるといったメリットもあります。また、マイナンバーカードを利用することで、国や地方公共団体等の様々な行政手続を進めることができます。例えば、所得税の確定申告では、マイナンバーカードがあれば、自宅からパソコンやスマートフォンを利用して申告書の提出が可能となるほか、青色申告される方については、令和2年度分の申告から10万円減額となりました青色申告特別控除額が、マイナンバーカードを利用して申告することで、従来と同じ65万円の控除を受けることができます。

今後、様々なサービスがマイナンバーカード1枚で利用できるように進展する見込みとなっており、例えば、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるよう、一部の医療機関等でシステムの導入が開始され、令和5年3月末には、おおむね全ての医療機関等に導入される予定と聞いております。

四つ目の行政側のメリットにつきましては、他の行政機関との情報連携が可能となることで、情報の照合、転記などに要する時間が短縮され、行政手続が正確で迅速になり、事務の効率化が図れると期待されているところであ

ります。

五つ目の普及率を向上させるための本町独自の取組につきましては、マイナンバーカード申請方法を広報等で周知を行うとともに、マイナンバー制度の導入当初から、平日受け取りが難しい方には土日交付を実施しております。また、令和3年6月10日から期間を定め夜間交付も行っており、今後町内で実施される文化祭などに出張申請受付を行うなど、少しでもマイナンバーカードを申請しやすい環境づくりに努めてまいります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 私の方から2点、要望としてお伝えしたいと思います。

1点目は災害対策基本法改正につきまして、近年の災害における被害者のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、令和元年の東日本台風で65%、令和2年7月豪雨で79%と極めて高く、高齢者への個別避難計画は支援者、避難先経路などを事前に個別に定めることで、早期避難や計画避難を行う上で有効だと考えます。福祉専門職の協力も得て体制を構築している自治体もあると聞きます。本町としても検討していただきますように要望しておきます。

2点目、マイナンバーにつきましては、今後マイナンバーカードは行政機関を利用する上で住民の方には不可欠な存在になってくると考えます。今回のような全住民が関係してくるコロナ感染症対策の寄附金やワクチン接種のような事例が発生した際、個人情報を通括することで、より一層速やかに正確な対策、対応が取れると考えます。平時の情報管理等の課題はありますが、マイナンバーを持つことが日々の生活でもメリットとなるような取組を行うことは、普及率計上にもつながり、ひいては、先ほど言いました行政側の業務効率化にもつながると考えます。マイナンバーカードを申請したいという動機が持てるような町独自の取組をぜひ実現できるように要望して、質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告させていた

だきまして、大きく2点についてお伺いしたいと思います。

1点目、気象警報等発令時における児童・生徒の登下校の対応方について。

今年は例年に比べ約3週間早く出水期に入りました。近年、猛暑日が続き、台風の発生件数も増加するなど異常気象となっています。これに伴い、今後自然災害がさらに増えてくることが予想されます。

気象警報等の発令に対しては、万全の備えが必要であると考えます。それに対して、本年においても、去る6月8日に本町内において防災パトロールが実施され、災害発生時における危険予測箇所の点検も行われました。気象警報等が発令された場合、住民の生活にも支障を来すおそれがあります。

そこで、気象警報等が発令されている場合の本町内における保育園及び各学校の対応方について、いま一度お尋ねします。

①園児及び児童・生徒が登園、登校時間帯に既に警報が発令されている場合の各学校の対応方についてお聞かせください。

②園児及び児童・生徒が登園、登校後に警報が発令された場合の各学校の対応方についてお聞かせください。

③中学生の登校時に関し、警報が既に解除され登校しようとした際にJ R奈良線が運休の場合、多賀地区在住の生徒はどのような方法で通学すればよいのかあらかじめ定めていますか。お聞かせください。

④また、反対に、授業中に警報が発令され帰宅を余儀なくされた際にJ R奈良線が運休の場合は、どのような方法で多賀地区の生徒は帰宅すればよいのでしょうか。例えば、タクシーで乗合帰宅するなり、本町所有のマイクロバスでの送迎や民間のマイクロバスをチャーターしての送迎などは行われるのでしょうか、お答えください。

大きく2点目です。泉ヶ丘中学校へ通う多賀地区の生徒の通学定期代について。

泉ヶ丘中学校へ通う多賀地区在住の生徒は、J R奈良線を利用して登下校をしています。そのため、当該生徒については通学定期券の購入が必要です。これに関してお尋ねします。

①当該生徒が要する定期代は、本町が全額負担する形となっています。しかしながら、現実には、購入時に一旦は保護者が立て替えなければならず、年度末にまとめて町より支払われると父兄の方から聞いています。これには何か意図があるのでしょうか。

とりわけ、多賀地区の生徒が利用する山城多賀駅は無人駅であり、定期券を購入する際には最寄りの窓口まで出向かなければなりません。学校が隣の地区にあるというだけでこうした負担が強いられることは、決してあってはなりません。

一時的とはいえ、家庭が負担を強いられることのないように、例えば、年度初めに町が一括で該当生徒分を購入し配布する、事前に有効期間を指定しそれに対する費用を配付する、購入を証明するものがあれば、年度末を待たずとも随時本町に請求することができるなど、あらかじめ本町が調整することはできないでしょうか。

②定期券の有効期間は1か月、3か月、6か月と購入時に選択でき、それぞれ代金が異なります。定期代が支払われる際には、定期券の有効期間の区分は何か月分の料金で支払われるのでしょうか。あらかじめ本町より購入定期券の有効期間が指定されているのでしょうか。お聞かせください。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の気象警報等発令時における児童・生徒の登下校の対応方についてありますが、一つ目の園児及び児童・生徒が登園、登校時間帯に既に警報が発令されている場合の各保育園、各学校の対応につきましては、午前7時現在、本町に何らかの気象警報が発令されているときは自宅で待機することとし、午前10時までに警報が解除となった場合には登園、登校とし、引き続き警報発令中の場合は臨時休園、臨時休校としているところであります。

二つ目の園児及び児童・生徒が登園、登校後に警報が発令された場合の各保育園、各学校の対応につきましては、まず、各保育園につきましては、保護者に対し速やかに休園とする旨の一斉メールを入れ、天候や交通事情など、安全に配慮してもらいながら、園児のお迎えをお願いしているところであります。また、小・中学校におきましては、同じく保護者に対し休校となる旨の一斉メールを入れるとともに、一時学校で待機させるなどの対応もしながら、安全に配慮し下校をさせております。さらに、小学校では、事前に気象警報発令時の緊急下校先を確認しておりまして、一斉下校だけではなく、保護者の迎えがあるまで学校待機とする対応も行っております。

三つ目の中学校の登校時に関し、警報が既に解除され登校しようとした際にＪＲ奈良線が運休している場合の多賀地区在住の生徒の通学方法につきましては、ご家庭の方で生徒を学校まで送っていただくか、それができない場合は、生徒をＪＲ山城多賀駅に集合させて、教員の指示の下、タクシーで登校させることとしております。

四つ目の授業中に警報が発令され、帰宅を余儀なくされた際にＪＲ奈良線が運休の場合の多賀地区の生徒の帰宅につきましては、登校時と同じくご家庭の方で生徒をお迎えに来ていただくか、それができない場合は、生徒をタクシーで乗合下校させることとしております。

今後も引き続き、急な気象警報等が発令された場合でも児童・生徒が安心・安全に登下校ができるよう、保護者と十分に連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

２点目の泉ヶ丘中学校へ通う多賀地区の生徒の通学定期代についてであります。平成８年度までは定期代の半額分を補助しておりましたが、平成９年度からは全額補助することとし、保護者負担の軽減に努めているところであります。

一つ目の定期代を年度末にまとめて支払っている意図につきましては、年度途中での転居や転学があった場合に返金いただく必要が生じることから、補助額が確定する年度末での支払いとさせていただいております。

次に、定期券購入の際の保護者負担につきましては、議員ご指摘のとおり、ＪＲ山城多賀駅は無人駅であり、最寄りの窓口まで出向いて定期券を購入しなければなりません。定期券を購入するために最寄りの駅まで切符を購入された場合には、ＪＲの窓口に出出をされれば、代金を返金いただけることになっております。定期券購入代金の先払いなどにつきましては、年度途中での転居や転学もあることから考えておりません。

二つ目の定期代の支払いの際に何か月分の料金が支払われているのかにつきましては、６か月定期２回分としておりますが、年度途中での転居や転入、転学もありますので、個々の生徒の在学期間分の額をお支払いしております。

次に、購入する定期券の有効期間につきましては、指定はしていませんが、保護者には、定期券購入の際には一番経済的な有効期間で購入いただくようお願いをしております。

なお、定期代は、これまで年度末での支払いとさせていただいております。

たが、さらなる保護者負担の軽減を考え、今年度からは、在校期間が6か月を経過した時点と年度末の2回に分けて支払うこととしております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、子どもたちが安心して通学でき、また保護者も安心して子どもたちを学校に行かせられるよう、緊急時の対応方等についても、いま一度、あらゆる事態を想定し、詳細に取り決め、マニュアル化を行い、家庭や地域へ周知徹底いただくよう要望いたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。1時30分まで。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時29分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております2点について一般質問を行います。

まず一つ目として、生活基盤となる今後の道路整備についてお聞きします。

道路整備は最も密接した地域の生活基盤であり、各種拠点へのアクセス機能を受け持つだけでなく、安全性、快適性などの役割を担う身近な都市基盤施策です。さらには、人と車の移動空間を提供するだけでなく、環境、景観形成、防災対策、コミュニティ形成の場など、様々な機能を求められていることから、地域のニーズを的確に把握し、地域の特性に応じた道路整備が必要です。

そんな中、本町では、国道24号城陽井手木津川バイパス整備が予定されています。

そこでお聞きします。

- 1、町内の道路整備についての基本的な考えは。
- 2、府道上狛城陽線のJR玉水駅から北進の整備計画は。
- 3、左馬公園まで整備された府道東井手線の今後の整備計画は。

4、国道24号城陽井手木津川バイパスと町道との接続道路整備計画についてお聞きします。

2番目として、保育園での新型コロナ対応についてお聞きします。

長期化している新型コロナウイルス対応に保育園関係者の方々も苦慮されているところですが、家庭でも外出や飲食店での食事の自粛など、園児たちも本来の活動が制限されています。園での過ごし方に変化はありませんか。あれば、心のケアも必要と思います。

そこでお聞きします。

新型コロナウイルスに対する保育園での対応方針は。

2番目として、心のケアの考えについてお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（西島寛道） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 中坊議員のご質問にお答えします。

1点目の生活基盤となる今後の道路整備についてであります。一つ目の町内の道路整備についての基本的な考え方につきましては、道路は快適で安心・安全な日常生活を支えるとともに、将来のまちづくりを進める上でも重要なインフラであることから、町の南北軸、東西軸を形成する国道24号城陽井手木津川バイパスや府道2路線について、国及び京都府において整備を進めていただいているところであります。

本町においては、これらの幹線道路とアクセスし、学校、企業、住宅などの開発を支援する町道整備を進めるとともに、住民生活に密着した生活道路の安全対策や橋梁などの老朽化対策などに取り組んでいるところであり、今後も国や府とも連携しながら、引き続き必要な道路整備を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の府道上狛城陽線のJR玉水駅から北進の整備計画につきましては、JR玉水駅前については、令和元年度に駅前広場と併せ府道の拡幅整備が完了したところでありますが、その北側の北垣内踏切から府道東井手線までの延長約560メートルの区間については、京都府において、冠水対策として道路の嵩上げを行いながら、片側歩道付きの2車線の拡幅整備に着手していただくことになり、今年度は、まず測量及び設計を実施し、設計が固まれ

ば、地元や地権者の方々に対し計画の内容について説明を行い、用地買収を進めていく予定であると伺っております。

三つ目の府道東井手線の今後の整備計画につきましては、左馬公園から田村新田区までの区間において、これまでから幅員が狭小で車両の離合が困難な箇所の拡幅工事を順次行っていただいております。今年度につきましては、拡幅工事1か所と落石防止対策工事1か所を実施する予定であると伺っております。また、新庁舎の建設予定地付近の井手寺跡から町道22号線までの区間については、無電柱化を図りながら歩道整備を行っていただいております。

四つ目の国道24号城陽井手木津川バイパスと町道との接続道路の整備計画につきましては、新国道と市街地をアクセスする道路として町内全体で6か所を計画しているところであり、国土交通省において進められているバイパスの道路設計作業に併せ、検討を進めております。現在、多賀地区において測量作業を実施しているところであり、今後、道路設計を行い、新国道バイパスの進捗に合わせ、地権者の協力を得ながらアクセス道路の整備を順次進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 2点目の保育園での新型コロナ対応についてですが、一つ目の新型コロナウイルスに対する保育園での対応方針につきましては、園内の感染症対策として手洗い、うがいの徹底、2歳児からは室内のマスク着用を促しながら、自分を守る大切さを指導するとともに、密を避けるために、他クラスとの交流を控え、各クラス内での遊びに変えるなどし、遊戯室や園庭での遊びを多く取り入れているところでもあります。

また、園児、職員に陽性患者が出た場合の対応策としては、保健所などの指導に基づき休園期間を設定することとしておりますが、家庭保育が困難な家庭につきましては、他の保育園や子育て支援センターでの受入れについて調整するなど、保護者との連絡調整を密にして対応することとしております。

二つ目の心のケアの考え方につきましては、子どもの発達年齢に合った安心できるケアに日々努めており、具体的には、子どもたちの生活リズムや体力をつける支援、自分を守る方法を身につける健康指導、また不安な気持ちに対処する力をつける支援等の取組を行うとともに、新型コロナウイルス感

染について分かりやすく理解してもらうために、3園合同で紙芝居等を作成し、子どもたちの理解が深まるよう努めているところであります。また、子どもたちのストレスや不安を和らげるためには、安心して遊べる環境づくりが重要であることから、3園に換気システムの導入や空気清浄機の設置を進めるとともに、消毒しやすいおもちゃの購入や園内で体を動かす遊具等の整備を行っており、心のケアにつながるものと考えております。

コロナ禍が長期化することによる保護者のストレス、疲労感は子どもたちの気持ちにも大きく作用することから、保護者へのケアも大変重要と認識しており、子どもとともに、保護者の方に対しても、常日頃からコミュニケーションを取りながらサポートに努めているところであります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1点目につきましては、図書館の地域資料の収集方針についてであります。

2点目につきましては、栢ノ木遺跡についてであります。

1点目の図書館の地域資料の収集方針についてであります。

図書館とは、日本の図書館法によれば、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされております。また、公立図書館は、自治体の規模によって都道府県立図書館、市区町村立図書館に分けられ、同一自治体内でも住民にきめ細かく図書館サービスを届けるために分館が多く設置されております。図書館サービスとしては、図書だけでなく視聴覚資料等の貸出し、地域に関する情報の提供、ビジネスや学習の支援、各種の研究やお話し会などのイベント等、地域の人々のニーズに応じて広く展開されていると聞いております。

そんな中、本町の図書館は、庁舎の新築に伴い移転することになり、ますます住民の目に留まり、重要な役割を果たさなければならないと思います。

図書館は社会の特徴や条件を色濃く反映し、図書館を支える理念として、図書館の自由に関する宣言（1954年採択）があります。図書館の自由に

関する宣言の第1は、資料収集の自由。近年は地域資料、郷土資料の収集が重視され、今後は地域資料の種別拡大とデジタル化が課題となり、ポスターや街頭ビラ、住民の自費出版まで収集する事例もあります。

そこでお尋ねいたします。

図書館の資料収集方針は。

次に、地域（郷土）資料の定義と収集状況は。

次に、地域（郷土）資料のデジタル化の予定は。

以上、お尋ねいたします。

次に、栢ノ木遺跡についてであります。

本町は、井手町住民憲章（全文・本文）に定義しているとおり、古くから数々の歌に歌われてきた歴史とこれらを生んできた景勝の地であり、私たちは歴史と文化遺産を大切に、いつまでも正しく伝えまじょうと、住民の規範、まちづくりの指標を定めています。住民はこのことを日々の営みに取り込み、生活の糧にしてきたところです。

そんな中、新庁舎等整備事業に伴う栢ノ木遺跡第13次調査を行ったところ、1300年目に目覚めた遺構にただただ驚くばかりでございます。井手町議会でも、事の重大さを鑑み、総務文教常任委員会が先月19日に開催され、塔基壇跡の保存活用について多くの質疑等がされたところでございます。

洛タイ新報によりますと、京都府文化財保護課と協議し、新庁舎として必要な防災機能等を損なわず文化財を良好な状態で保存する方法として、地中保存が最適であると判断したとありますが、その後、多くの住民から問合せ等があったため、次のことをお尋ねいたします。

1番目に、井手寺跡、近郊の全容が解明できるよう、発掘調査の継続と時期は。

次に、この五重塔の跡に、見える化による保存はできないものかということをお尋ねいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の図書館の地域資料の収集方針についてであります。一つ目の図

書館の資料収集方針につきましては、内部文書として井手町図書館資料収集方針を定めており、その中で、郷土資料については、井手町に関する資料は網羅的に収集するよう努めると規定しておりまして、町内のあらゆる活動によって生まれた資料を可能な限り収めるよう努めているところであります。

二つ目の地域（郷土）資料の定義と収集状況につきましては、地域（郷土）資料とは、1、井手町や井手町に関わる文物について書かれた資料、2、井手町内の公私を問わずあらゆる活動によって生まれた資料と考えており、そのうち、図書館では主に出版物を収集しております。図書や雑誌はもとより、パンフレットなどの非売品についても収集するよう努めており、また、その内容も、町内の方が出版に関わった資料や山吹、玉川に関する研究論文集など、あらゆる形で井手に関わる資料を収集しております。令和3年3月末現在、地域（郷土）資料として登録されているのは248点で、今後も収集に努めてまいります。

三つ目の地域（郷土）資料のデジタル化の予定につきましては、当館が所蔵する地域資料の多くは出版されたものであり、それぞれに著作権者がいることから、デジタル化しても公開することは困難と考えられます。また、町が発行したパンフレットや各種資料などは町が権利者ではありますが、既にホームページ等で公開されているものも多く、現在のところ、デジタル化の予定はありません。

二つ目の栢ノ木遺跡についてであります。一つ目の井手寺跡、近郊の全容が解明できるよう、発掘調査の継続と時期につきましては、平成13年度に府道と東井手線の拡幅に伴い行われた発掘調査によって、東西方向に並ぶ柱列が検出され、その翌年、町道22号線改良工事に伴う発掘調査で奈良時代の石橋瓦窯跡が発見され、町内に奈良時代の遺跡がほかにも存在する可能性が高まったことにより、その保護を図るために、橘諸兄が建立した寺院跡と伝わる井手寺跡について、範囲確認調査を行うこととなりました。この調査は平成15年度から平成23年度まで実施し、その結果、約240メートル四方に及ぶ井手寺の寺域が明らかになりました。しかし、寺院の中心である金堂や食堂などの主要伽藍の配置については、明らかになってはいませんでした。

これまでの調査報告書により、内部に建てられた建物の構造について未解明な部分が多く、伽藍配置や維持主体の解明など、今後の調査で明らかにす

べき点は少なからず残されていると記述しておりますが、発掘調査には多額の財源が必要であることから、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、新庁舎建設地については、これまでの調査結果から、追加調査の必要はないと府文化財保護課において判断されておりますので、発掘調査は実施いたしません。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 二つ目の見える化による保存はできないのかにつきましては、本年5月19日の総務文教常任委員会でも申し上げましたとおり、部分的な見える化も含め、設計業者と協議を行っているところであります。

以上でございます。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時53分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、令和3年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、6ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1777ページ、第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、税務関係書類の電子化推進の観点から、所得税における見直しと同様に、電子提出の要件である税務署長の承認を不要とする条文の整備であります。

次に、例規ページ数1778ページ、第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定の改正につきましては、先ほどの第35条の3の2の改正と同様に、法改正に伴い、条文を整備するものであります。

7ページをお開きください。

次に、例規ページ数1792ページ、第52条の8、特別徴収税額の規定でありまして、法改正に伴い、次条第3項の追加に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1792ページ、第52条の9、退職所得申告書の規定でありまして、法改正に伴い、今回第3項及び第4項の規定を追加するものでありまして、退職所得申告書の電子提出を可能とする規定及び電子申告における読替規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1806ページ、第80条の4、環境性能割の税率の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数1827ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、第3項を削除し、第4項から第23項までの引用条文の項を改めるとともに、それぞれの項を1項ずつ繰り上げ、第24項を削除し、第25項の引用条文の項を改めるとともに、第25項から第27項までをそれぞれ2項ずつ繰り上げるものでありまして、地方税法附則第15条の改正内容に基づき、本条に定める固定資産税の課税標準の特例措置の規定を改める条文の整備であります。

10ページをお開きください。

次に、例規ページ数1833ページ、附則第11条の2、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例の規定でありまして、法改正により、特例期間が3年延長されたことに伴い、見出し及び条文の文言を改める条文の整備であります。

11ページをお開きください。

次に、例規ページ数1833ページ、附則第12条、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、法改正により、特例期間が3年延長されたこと及びコロナ禍における納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、地価上昇等により課税標準額が増加する土地については、前年の課税標準に据え置く措置が講じられたことに伴い、見出し及び条文を改める条文の整備であります。

13ページをお開きください。

次に、例規ページ数1834ページ、附則第12条の2、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改めるとともに、適用期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1834ページ、附則第13条、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、先ほどの附則第12条の改正と同様に、法改正により、特例期間の3年延長及び、令和3年度に限り、地価上昇等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられたことに伴い、見出し及び条文を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1835ページ、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、特例期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降、課税を停止しております。

次に、例規ページ数1836ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項の追加及び、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減の適用期限が令和3年12月31日まで延長されたことに伴う条文の整備であります。

15ページをお開きください。

次に、例規ページ数1836ページ、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数1838ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でありまして、法改正に伴い、第2項から第4項までの令和2年度分における特例規定を削除するとともに、環境性能等に応じて税率を軽減する措置、いわゆるグリーン化特例の経過措置における対象区分の見直し及び、適用期限が2年延長されたことに伴い、今回新たに第6項に、令和3年4月から令和4年3月まで、または令和4年4月から令和5年3月までの間に新規登録された自家用乗用車を除く電気軽自動車や天然ガス軽自動車等の課税初年度における令和4年度分または令和5年度分の税率をおおむね75%軽減する規定を追加するとともに、第7項に、令和12年度燃費基準を90%達成した営業用乗用車については、税率をおおむね50%軽減する規定を、第8項に、令和12年度燃費基準を70%達成した営業用乗用車について、税率をおおむね25%軽減する規定をそれぞれ追加するものであります。

17ページをお開きください。

次に、例規ページ数1839ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でありまして、法改正に伴い、今回、前条において3項追加したことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1852ページ、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でありまして、法改正に伴い、新たに2項追加するものでありまして、所得税と同様に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の適用期限を令和17年度分まで2年延長するとともに、入居の要件を令和4年まで1年延長されたことに伴う読替規定の追加であります。

次のページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、令和2年井手町条例第18号の一部を改正するものであります。例規ページ数は、未施行規定のため記載しておりません。

本改正につきましては、法改正に伴う条文の整備でありまして、令和2年度税制改正におきまして、令和4年4月1日施行とされておりました法人の

連結納税制度における外国税額控除に関する規定の見直しが図られたものでありまして、これに伴い、第2条中における引用条文の項及び規定の改正を行ったものであります。

それでは、4ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次のページをご覧ください。

次に、第3条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ページ数で8ページから14ページ等へかけまして、軽自動車の税率の軽減について、延長等が図られているという説明がありましたが、一般的な乗用の軽自動車で、どのように税額、額でいうとどう変わるのかということ、条件とともにもう少し額で説明していただけないでしょうか。

それと、14ページの性能割の軽減延長ですけど、これ、9か月延長というのは、12月末までとなっているのはどういう理由なんでしょうか。様々な軽減の延長がほかにもありますけど、1年とか2年とか延長されているのに、なぜここだけ、12月31日までというのはどういう理由なんでしょうか。

次に、固定資産税ですけど、10ページからずっと固定資産税の特例の延長というのがいろんな用途に、宅地や商業地、農地等に関して条文が定められてますけれども、井手町の場合、評価替えで上昇して、住民の方が負担が増えそうだというようなところは実際あるのかどうか。土地の種別によって、本町の場合はどういう評価の下落なのか上昇なのか傾向があるのかを教えてください。

もう1点は、18ページですけども、最後の新型コロナに関する住宅借入

れの特別控除の特例ですけれども、これも延長されるということですから、そこに書いてある、下線を引いてある2行目のところの特例法の6条の2の1項の規定の適用を受けるというのは、どういう具体的な基準があるのか。住宅ローンの方はコロナで困っておられたらこうやって援助があるんですけど、様々な税制で賃貸住宅等にお住まいの方については、コロナの関係で何か援助していただけるような制度や税制があるのでしょうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えします。

8ページの軽自動車の環境性能割の税率の関係なんですけれども、今回、環境性能割の改正というものにつきましては、法改正に伴って改正をすることになったんですけれども、適用税率につきましては、これまでと同様に、軽自動車におきましては0%から2%ということで変わりはないんですけれども、税率部分の見直しが図られまして、適用する基準というのが燃費基準とか環境性能によってということになるんですけれども、その基準が令和2年度基準から、今回の法改正で令和12年度基準を用いて変更されております。軽減対象の割合につきましては、見直し前の軽減対象の割合と同水準の税率区分ということで設定されておまして、これによりまして、これまでと同等の適用区分ということになりますので、そういう適用区分の変更はないんですけれども、今回、令和2年度基準を達成しない車両につきましては、軽減対象から除外して適用税率を2%とするという改正がなされております。

なお、自家用乗用車におきましては、税率を1%軽減する臨時的軽減につきましては、このたびの法改正に伴いまして、コロナ禍の影響等を勘案して適用基準を9か月延長されたということですので、それによりまして今回、令和3年12月31日までということで改正をしているものであります。

固定資産税の特例の延長の部分なんですけれども、これにつきましては、従来の制度を3年間延長するという形で改正がなされておまして、井手町におきましては、全体的には、ほぼ土地の下落の傾向が強いということにはなっております。

それと住宅借入金等の特別税額控除の特例の関係なんですけれども、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住宅建設等の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用を弾力化する措置が講じら

れたということが令和2年度のコロナ対策での法改正で定められておりまして、現行の適用要件というのが、令和2年度時点では、住宅ローンを借りて取得した住宅に令和2年12月までに入居できなかった場合でも、コロナによって入居が遅れたということになりましたら、令和3年12月までの間に入居すれば、現行の住宅借入金等特別税額控除の対象になるということになっておりまして、それが今回の法改正によりまして1年延長ということで、コロナによって入居が遅れたなどの場合でありますと、令和4年12月末までということの要件に改められたということに伴いましての改正ということになります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 何で1年じゃなくて9か月なんだというのは、国がそう言ったからとしか今、説明がなかったんですけど、国はなぜそう言っているのかというのが分かれば教えて欲しかったと思うんですが、分からないんでしょうか。

それと、環境性能割とか種別割とか、軽自動車の税金ですよ。今までずっと昔から、いわゆる四輪の乗用の軽自動車というのは7,000円とか、1年間の軽自動車税、それが1万円になりますよとか、何か変わったじゃないですか。これは、そういう一般の普通四輪の乗用、乗る方の、商業用じゃない軽自動車だったら、1%軽減とか2%軽減って幾らになるんですか。これ、取得の税金ですか、違いますか。取得のときの額の軽減ということですか。いわゆる取得税のことなんですか。軽自動車を1台持っていたら年間幾ら払うというのがちょっと軽減してもらえるのか、どっちなんですか。それが分からなかったです。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えします。

軽自動車税の環境性能割につきましては、取得価格に対して課税されるものでありまして、それが、金額に対して0から2%の税率を掛けて課税されるということになっております。

種別割につきましては、今回、先ほどもご説明をさせていただきましたが、

環境性能に応じて税率が軽減されるというグリーン化特例の経過措置というものの部分の税額といたしますか、車体に係る税金の分の軽減の部分なんですけども、例えば、これまででしたら自家用、営業用限らず、燃費性能の区分に応じて75%、50%、25%軽減というような税率を課税の初年度のみに対応した形の税率の課税ということをしておりまして、例えば自家用の乗用でありますと、今ですと税率が年間1万800円ということになっているんですけども、これが例えば50%軽減の環境性能の適用車両でありますと、その半額になって5,400円という形で、おおむね50%の軽減を課税初年度において措置するという形でこれまでからやってきているもので、それが、今回は営業用の乗用車に限って適用されるということの改正がなされたことに伴いまして改正したものであります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決いたします。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

日程第6、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、令和3年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1973の3ページ、附則であります。

附則第2項から附則第5項までの規定の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、見出しを含み引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、附則第7項、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定でありまして、法改正により、特例期間が3年延長されたこと及びコロナ禍における納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、地価上昇等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられたことに伴いまして、見出し及び条文を改めるものであります。

4ページをお開きください。

次に、附則第8項及び第9項の改正につきましては、法改正に伴い、先ほどの附則第7項の改正により、特例期間の3年延長及び令和3年度における課税標準額の特例措置に伴いまして、従来の特例措置の期間を令和4年度分及び令和5年度分に改める条文の整備であります。

5ページをお開きください。

次に、附則第10項及び第11項の改正につきましては、法改正に伴い、特例期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、附則第12項、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、特例

期間を3年延長するとともに、令和3年度に限り、地価上昇等により税額が増額する場合には、前年度の税額に据え置く措置がなされたことに伴う条文の整備であります。

次に、附則第16項の規定につきましては、法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、附則第17項、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改めるとともに、適用期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

2ページをお開きいただきまして、第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

次に、第2項、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数3ページですけれども、法附則第15条第16項、旧の方が19項だったものが16項に項ずれしているということで、ずっとほかのものも項ずれしているんですけど、この特例に当たるような施設が本町にあるのか。

それで、固定資産税の方の8ページから10ページにかけては、もっとたくさんの特例が定めてあったんですが、そういうものは都市計画税はかからない施設なんではないでしょうか。16項はどんな施設、34項はどんな施設、35項はどんな施設、42項はどんな施設という説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

附則の規定しております法附則第15条における都市計画税の適用の該当の軽減の対象となる資産についてなんですけど、2項に規定しております法

附則第16項に規定するものにつきましては、都市再生特別措置法に基づいて認定業者が取得する公共施設及び都市利便施設に利用する家屋及び償却資産のうちの都市計画税ですので、家屋の部分ということの規定であります。

次に、第3項に規定をしております法附則第15条の第34項につきましては、企業主導型保育事業、事業者が政府から企業主導型保育事業費補助金を受けて、児童福祉法上の認可外施設で事業所内保育事業を目的とするものを行う保育施設、これに係る土地と家屋の部分が対象となるものであります。

次に、法附則第15条の第35項に規定する施設につきましては、都市緑地法に規定する緑地管理機構が土地を所有し、または無償で借り受けて、市民公開緑地のような、そういう緑地を設置、管理している土地が対象の資産となっております。

次に、法附則第15条の第42項の規定の資産につきましては、水防法上の浸水被害軽減地区内における浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構築物ということになっておりまして、その部分の土地に対する軽減措置ということになっております。

ですので、その軽減の部分について、現在井手町で適用している資産はございません。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 浸水を事前に、未然に防ぐということで、今度役場を建てるときも、貯留施設を地下にするとかいうのがありますよね。支援学校を建てているのも、貯水槽が地下にもあるんですというような話があったんですけど、そういうことは民間もやっているんじゃないかと思うんですけども、そういう民間施設は軽減の対象にならないんでしょうか。16項の都市利便施設って何なんでしょう。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

今のご質問、法附則第15条の16項の部分かと思うんですけども、これにつきましては、都市再生特別措置法に基づいてということになっております。

ので、その法律に基づいて事業者が取得するものということになります。都市再生特別措置法といいますのは、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定められた法律ということで、そこに定められた都市開発事業者などによって緊急かつ重点的に市街地整備を推進して、都市再生の拠点になる地域というところの中が対象となりますので、例えば京都府内では、京都駅の周辺地域であったり長岡京駅の周辺地域が対象になるということになっております。ですので、井手町では、その対象の資産はないということになります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和2年度井手町一般会計補正予算（第8回）でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

令和2年度井手町一般会計補正予算（第8回）。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,448万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,926万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナワクチン接種体制確保事業、金額246万2,000円でございます。

次のページをご覧ください。第3表地方債補正でございます。

起債の目的、1目民生施設整備事業債、今回230万円を減額いたしまして、限度額を970万円とするものであります。2目土木施設整備事業債、今回200万円を減額いたしまして、限度額を1億6,850万円とするものであります。3目消防防災施設等整備事業債、今回150万円を減額いたしまして、限度額を1,850万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、10ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、今回15万8,000円を減額し、計684万2,000円、地方揮発油譲与税の15万8,000円の減であります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、今回90万7,000円を追加し、計1,990万7,000円、自動車重量譲与税の90万7,000円であります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、今回5万9,000円を追加し、計75万9,000円、利子割交付金の5万9,000

円の減であります。

4 款 配当割交付金、1 項 配当割交付金、1 目 配当割交付金、今回 2 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、計 5 2 2 万 3, 0 0 0 円、配当割交付金の 2 2 万 3, 0 0 0 円であります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金、1 項 株式等譲渡所得割交付金、1 目 株式等譲渡所得割交付金、今回 3 8 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、計 5 8 0 万 5, 0 0 0 円、株式等譲渡所得割交付金の 3 8 0 万 5, 0 0 0 円あります。

6 款 法人事業税交付金、1 項 法人事業税交付金、1 目 法人事業税交付金、今回 4 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、計 4 4 2 万 1, 0 0 0 円、法人事業税交付金の 4 2 万 1, 0 0 0 円あります。

7 款 地方消費税交付金、1 項 地方消費税交付金、1 目 地方消費税交付金、今回 1, 5 6 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 1 億 8, 0 3 7 万 2, 0 0 0 円、地方消費税交付金の 1, 5 6 2 万 8, 0 0 0 円の減であります。

8 款 自動車取得税交付金、1 項 自動車取得税交付金、1 目 自動車取得税交付金、今回 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、計 3 万 6, 0 0 0 円、自動車取得税交付金の 3 万 5, 0 0 0 円あります。

9 款 環境性能割交付金、1 項 環境性能割交付金、1 目 環境性能割交付金、今回 7 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、計 4 2 3 万 7, 0 0 0 円、環境性能割交付金の 7 6 万 3, 0 0 0 円の減であります。

1 0 款 地方特例交付金、1 項 地方特例交付金、1 目 地方特例交付金、今回 4 5 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、計 5 5 5 万 7, 0 0 0 円、地方特例交付金の 4 5 5 万 7, 0 0 0 円あります。

1 1 款 地方交付税、1 項 地方交付税、1 目 地方交付税、今回 1 億 8, 4 2 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、計 1 7 億 3, 4 2 5 万 2, 0 0 0 円、地方交付税の 1 億 8, 4 2 5 万 2, 0 0 0 円あります。

1 2 款 交通安全対策特別交付金、1 項 交通安全対策特別交付金、1 目 交通安全対策特別交付金、今回 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、計 6 7 万 1, 0 0 0 円、交通安全対策特別交付金の 2 万 9, 0 0 0 円の減であります。

1 5 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 民生費負担金、今回 1, 6 5 0 万円を減額し、計 1 億 6, 6 6 6 万円、社会福祉費負担金の 1, 6 5 0 万円の減であります。次のページをご覧ください。3 目 教育費負担金、今回 1 0 0 万円を減額し、計 9 9 万 8, 0 0 0 円、教育委員会費負担金の 1 0 0 万円

の減であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、今回 2, 238 万 9, 000 円を減額し、計 9 億 9, 464 万 5, 000 円、総務管理費補助金の 2, 238 万 9, 000 円の減であります。2 目民生費補助金、今回 100 万円を減額し、計 2, 505 万 3, 000 円、社会福祉費補助金の 100 万円の減であります。3 目衛生費補助金、今回 50 万円を減額し、計 700 万 6, 000 円、保健衛生費補助金の 50 万円の減であります。4 目土木費補助金、今回 427 万 3, 000 円を減額し、計 1 億 8, 045 万円、土木管理費補助金の 282 万 3, 000 円の減、住宅費補助金の 145 万円の減であります。

16 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費負担金、今回 825 万円を減額し、計 8, 600 万円、社会福祉費負担金の 825 万円の減であります。4 目教育費負担金、今回 50 万円を減額し、計 49 万 9, 000 円、教育委員会費負担金の 50 万円の減であります。

2 項府補助金、1 目総務費補助金、今回 4, 104 万 6, 000 円を追加し、計 6, 154 万 6, 000 円、総務管理費補助金の 4, 104 万 6, 000 円であります。2 目民生費補助金、今回 601 万 8, 000 円を追加し、計 7, 377 万円、社会福祉費補助金の 166 万 2, 000 円の減、福祉医療費補助金の 550 万円、児童福祉費補助金の 218 万円であります。5 目商工費補助金、今回 1, 264 万円を追加し、計 1, 555 万 5, 000 円、商工費補助金の 975 万円、観光費補助金の 289 万円であります。6 目土木費補助金、今回 1, 602 万 1, 000 円を追加し、計 2, 591 万 1, 000 円、土木管理費補助金の 174 万 9, 000 円の減、河川費補助金の 103 万円、都市計画費補助金の 266 万円、道路橋梁費補助金の 936 万円、住宅費補助金の 472 万円であります。7 目教育費補助金、今回 1, 047 万円を追加し、計 1, 295 万 9, 000 円、小学校費補助金の 707 万円、次のページをご覧ください。中学校費補助金の 280 万円、保健体育費補助金の 60 万円であります。

18 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、今回 11 万円を追加し、計 242 万円、一般寄附金の 11 万円であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、今回 1 億 2, 241 万 1, 000 円を減額し、計ゼロ円、財政調整基金繰入金の 1 億 2, 241 万 1, 000 円の減であります。2 目都市開発基金繰入金、今回 1 億

8, 759万円を減額し、計ゼロ円、都市開発基金繰入金の1億8, 759万円の減であります。3目消防防災施設等整備基金繰入金、今回103万円を減額し計ゼロ円、消防防災施設等整備基金繰入金の103万円の減であります。4目教育施設整備基金繰入金、今回1, 677万円を減額し計ゼロ円、教育施設整備基金繰入金の1, 677万円の減であります。5目中学生夢・未来支援国際交流基金繰入金、今回96万円を減額し、計4万円、中学生夢・未来支援国際交流基金繰入金の96万円の減であります。6目庁舎等整備基金繰入金、今回3, 149万2, 000円を減額し、計2億3, 420万8, 000円、庁舎等整備基金繰入金の3, 149万2, 000円の減であります。7目町民体育大会支援基金繰入金、今回50万円を減額し、計ゼロ円、町民体育大会支援基金繰入金の50万円の減であります。8目井手町地域商業活性化支援基金繰入金、今回675万円を減額し、計ゼロ円、井手町地域商業活性化支援基金繰入金の675万円の減であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回2億4, 821万4, 000円を追加し、計2億6, 863万7, 000円、前年度繰越金の2億4, 821万4, 000円であります。

22款町債、1項町債、1目民生施設整備事業債、今回230万円を減額し計970万円、社会福祉施設整備事業債の230万円の減であります。2目土木施設整備事業債、今回200万円を減額し、計1億6, 850万円、河川整備事業債の200万円の減であります。3目消防防災施設等整備事業債、今回150万円を減額し、計1, 850万円、消防防災施設等整備事業債の150万円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、1項議会費、1目議会費、今回249万円減額し、計6, 108万3, 000円、財源内訳といたしまして、一般財源の249万円の減であります。共済費の102万円の減、旅費の91万5, 000円の減、交際費の23万5, 000円の減、使用料及び賃借料の32万円の減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回110万円を減額し、計2億5, 831万7, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の25万円、一般財源の135万円の減であります。備品購入費の80万円の減、負担金補助及び交付金の30万円の減であります。3目財政管理費、今

回2億7,548万7,000円を追加し、計8億6,522万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2億7,548万7,000円があります。積立金の3億円、繰出金の2,451万3,000円の減であります。5目財産管理費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の144万円、一般財源の144万円の減であります。6目企画費、今回13万円を減額し、計744万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の6万5,000円の減、一般財源の6万5,000円の減であります。負担金補助及び交付金の13万円の減であります。9目まちづくり推進費、今回1,691万8,000円を減額し、計1,587万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の84万6,000円、一般財源の1,776万4,000円の減であります。報酬の599万2,000円の減、職員手当の85万3,000円の減、共済費の114万1,000円の減、報償費の5万円の減、旅費の109万1,000円の減、需用費の31万円の減、役務費の89万1,000円の減、使用料及び賃借料の23万円の減、原材料費の10万円の減、備品購入費の80万円の減、負担金補助及び交付金の546万円の減であります。10目電子計算費、今回240万円を減額し、計4,643万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の300万円、一般財源の540万円の減であります。備品購入費の240万円の減であります。11目交通対策費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の58万円、その他の1億4,740万円の減、一般財源の1億4,682万円であります。12目庁舎建設費、今回733万8,000円を減額し、計4億1,216万2,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,415万4,000円、その他の3,149万2,000円の減であります。委託料の733万8,000円の減であります。次のページをご覧ください。13目特別定額給付金、今回1,970万円を減額し、計8億8,242万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,970万円の減であります。需用費の400万円の減、役務費の790万円の減、負担金補助及び交付金の780万円の減であります。14目ふるさと応援基金費、今回11万円を追加し、計241万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の11万円あります。積立金の11万円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回3,500万円

を減額し、計3億5,191万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,334万8,000円の減、一般財源の1,165万2,000円の減であります。扶助費の3,500万円の減であります。2目老人福祉費、今回515万8,000円を減額し、計8,213万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の610万円の減、地方債の230万円の減、一般財源の895万8,000円の減であります。委託料の317万5,000円の減、工事請負費の198万3,000円の減であります。4目福祉医療費、今回500万円を減額し、計5,068万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の550万円、一般財源の1,050万円の減であります。扶助費の500万円の減であります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回391万3,000円を減額し、計4,944万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の116万2,000円の減、一般財源の275万1,000円の減であります。報償費の126万3,000円の減、役務費の53万円の減、委託料の10万円の減、使用料及び賃借料の31万3,000円の減、工事請負費の132万円の減、次のページをご覧ください。負担金補助及び交付金の38万7,000円の減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回101万6,000円を減額し、計1億3,567万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の251万9,000円、一般財源の353万5,000円の減であります。需用費の1万円の減、役務費の6,000円の減、負担金補助及び交付金の100万円の減であります。2目保育園運営費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の465万2,000円、一般財源の465万2,000円の減であります。3目児童館運営費、今回60万円を減額し、計1,814万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の60万円の減であります。報償費の60万円の減であります。

次のページをご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回10万円減額し、計1,849万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の5万円の減、一般財源の5万円の減であります。負担金補助及び交付金の10万円の減であります。2目予防費、今回426万5,000円を減額し、計4,399万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の84万7,000円、一般財源の511万2,000

円の減であります。報償費の1万2,000円の減、需用費の8万8,000円の減、役務費の4万5,000円の減、委託料の204万円の減、使用料及び賃借料の8万円の減、負担金補助及び交付金の200万円の減であります。3目母子保健費、今回50万円を減額し、計843万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の50万円の減であります。委託料の50万円の減であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、今回1,670万円を減額し、計1億5,078万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の475万円の減、一般財源の1,195万円の減であります。委託料の1,490万円の減、負担金補助及び交付金の180万円の減であります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、今回45万円を減額し、計1,488万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の45万円の減であります。需用費の45万円の減であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回992万5,000円を減額し、計5,561万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の728万6,000円、その他の675万円の減、一般財源の1,046万1,000円の減であります。備品購入費の72万5,000円の減、負担金補助及び交付金の920万円の減であります。2目観光費、今回609万3,000円を減額し、計1,985万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の289万円、その他の898万3,000円の減であります。工事請負費の59万3,000円の減、負担金補助及び交付金の550万円の減であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回715万9,000円減額し、計1,783万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の457万2,000円の減、一般財源の258万7,000円の減であります。委託料の145万9,000円の減、負担金補助及び交付金の570万円の減であります。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の177万4,000円、一般財源の177万4,000円の減であります。2目道路新設改良費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の758万6,000円、その他の2,500万6,000円の減、一般財源の1,742万円であります。3目橋

梁維持費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他の68万4,000円の減、一般財源の68万4,000円であります。

次のページをご覧ください。3項河川費、1目河川維持費、今回493万2,000円を減額し、計1,722万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の103万円の減、地方債の200万円の減、一般財源の396万2,000円の減であります。役務費の100万円の減、工事請負費の393万2,000円の減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他の950万円の減、一般財源の950万円です。2目公園費、今回103万3,000円を減額し、計1,117万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の266万円、その他の500万円の減、一般財源の130万7,000円です。工事請負費の103万3,000円の減です。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回800万円減額し、計1億6,249万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の327万円、一般財源の1,127万円の減です。需用費の300万円の減、工事請負費の500万円の減です。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回540万円を減額し、計4,033万5,000円、財源内訳といたしまして、地方債の120万円の減、一般財源の420万円の減です。旅費の430万円の減、備品購入費の110万円の減です。3目消防施設費、今回48万円を減額し、計214万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の103万円の減、一般財源の55万円です。備品購入費の48万円の減です。4目災害対策費、今回115万円を減額し、計1,649万9,000円、財源内訳といたしまして、地方債の30万円の減、一般財源の85万円の減です。報償費の52万5,000円の減、需用費の48万5,000円の減、工事請負費の10万円の減、原材料費の4万円の減です。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、今回209万円を減額し、計368万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の150万円の減です。一般財源の59万円の減です。負担金補助及び交付金の209万円の減です。2目事務局費、今回277万円を

減額し、計6, 353万1, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の80万円、その他の476万円の減、一般財源の119万円であります。報償費の41万円の減、需用費の32万円の減、役務費の7万円の減、委託料の182万円の減、使用料及び賃借料の15万円の減であります。

2項小学校費、1目学校管理費、今回94万円を減額し、計9, 751万9, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の125万4, 000円、一般財源の219万4, 000円の減であります。委託料の22万円の減、備品購入費の72万円の減であります。2目教育振興費、今回110万円を減額し、計2, 474万5, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の501万8, 000円、一般財源の611万8, 000円の減であります。扶助費の110万円の減であります。

次のページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費、今回63万円を減額し、計3, 533万3, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の52万4, 000円の減、一般財源の10万6, 000円の減であります。委託料の10万円の減、備品購入費の53万円の減であります。2目教育振興費、今回328万円を減額し、計1, 722万1, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の281万8, 000円、一般財源の609万8, 000円の減であります。使用料及び賃借料の180万円の減、扶助費の148万円の減であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回691万7, 000円を減額し、計4, 727万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の27万9, 000円の減であります。一般財源の663万8, 000円の減であります。報償費の151万9, 000円の減、旅費の1万円の減、需用費の43万8, 000円の減、役務費の28万9, 000円の減、委託料の42万1, 000円の減、使用料及び賃借料の268万2, 000円の減、負担金補助及び交付金の155万8, 000円の減であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回341万5, 000円を減額し、計650万9, 000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の114万1, 000円の減、その他の50万円の減、一般財源の177万4, 000円の減であります。報償費の6万2, 000円の減、旅費の4万6, 000円の減、需用費の16万6, 000円の減、役務費の1万8, 000円の減、使用料及び賃借料の15万2, 000円の減、負担金補助及び交付金

の297万1,000円の減であります。2目学校給食センター費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の260万円、その他の1,297万円の減、一般財源の1,037万円であります。

次のページをご覧ください。

12款公債費、1項公債費、2目利子、今回302万円を減額し、計1,390万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の302万円の減であります。償還金利子及び割引料の302万円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　16ページですが、減債基金の積立てに3億円ということ非常に大きな額なんですけれども、これ、現在高、積み立てた後、減債基金は幾らになるのか。一般会計の全部の基金の額も幾らになるかお尋ねをします。

同じく、17ページですけれども、地域おこし協力隊の費用と、その下に首都圏人材京都還流促進事業というのの減額がありまして、地域おこし協力隊の方というのは1名、本年度は活動してもらっていたと思うんですけれども、これは、もう1名を募集したけれども、来られなかったということなのか。首都圏のそういう人材を併せて募集されていたと思うんですけど、この減額の理由をお願いします。

もう1点が、19ページ、井手町子ども誕生臨時給付金ですが、減額が100万円余りあるんですけれども、年間40人ぐらいの子どもさんが対象になるのではないかという、補正を組んだとき、ご説明があったと思うんですけども、結局執行されたのは何人分だったのか、お尋ねをいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　谷田みさお議員のご質問にお答えします。

基金の残高でございます。令和2年度末の減債基金の額でございますが、合計で9億862万822円であります。

一般会計に係る基金の総額でございます。75億1,049万3,413円になります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 谷田みさお議員の質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、地域おこし協力隊を3名採用するということで予算を組んでおりましたが、與世田隊員という1名が採用されまして、2名分は採用できなかったということで、2名分の経費を減額するものでございます。

それともう1点、首都圏の人材の事業についてですけれども、これも地方への移住ということで、東京圏から井手町へ移住した人、そういった人に対して、企業がいわゆる移住支援金を制度化している、そういったところに移住してくる、そういう人を2名分、これ、世帯で100万、個人では60万ですが、2名分を予算化しておりましたけれども、最終的に井手町へ移住してきた人がいなかったということで、2名分の200万、これを減額させていただいたということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 三つ目の井手町子ども誕生臨時給付金の支出した対象者につきましては、30件であります。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 続いて、20ページですけれども、高齢者等PCR検査事業というのにつきましては、3月の議会のおきにもお尋ねして、そのときには年度途中でしたので、12月から始まって3か月間でどのような執行状況ですかということをお聞きしたんですけれども、これ結局、年度が閉じまして、何人利用があつて、対象者の何%ぐらいなのか。利用が少ない理由です。希望されなかったのか、制度設計上ももっとこうしたらというようなこ

とはなかったのか、お尋ねをします。

続いて、21ページ、プレミアム付き商品券発行補助ですけれども、当初予定していた予算額と予定の発行冊数、それをお聞きして、結局、発行したのは何冊だったのか。残ったということなんでしょうか、お尋ねをします。

24ページ、中学校の扶助費なんですけれども、この中には修学旅行の扶助等も入っているんじゃないかと思うんですけど、修学旅行のことでお聞きしたいんです。コロナの影響で昨年度、修学旅行に中学生は行けなかったんじゃないかと思うんですが、本来その前の年に行く予定だった子も行けなかった。今年、本来だったら3年生の子が2年生の間に修学旅行に行く予定なんだけれども、それも行ってないということなんですけど、結局この2年間の子どもたちの修学旅行の取組というのはどうなっているのかお尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 谷田みさお議員の質問にお答えさせていただきます。

高齢者等のPCR検査の事業の利用実績ですけれども、3月の議会でお答えした数字から変わっておりません。町内利用者1名、町外は2名というふうなことでございます。私どもの方、この検査事業につきましては、介護サービスの利用者、いわゆる入所者の方が発生しました場合に、丁寧にこの検査事業についてのご説明をしてご案内しているところでございます。結果として、利用される方のご希望がなかったというふうなことでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのプレミアム付き商品券発行補助の関係についてお答えいたします。

当初予算では5,000冊、5,000万円の2割プレミアム分で5,600万円の予定をしておりましたが、コロナの関係もございまして2,000冊、2,000万円の3割プレミアム分の2,600万円を実施されました、全てが発行されたということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

中学校の修学旅行であります。本来、2年生が3月に行く予定をしています。昨年度につきましても何度か計画をさせてもらったんですけども、コロナの関係で、残念ながら行くことができませんでした。そのときの2年生、今の現3年生ですけども、2月に行く予定をしていましたけども、行けずということで、この秋に行く予定をしていますし、コロナの様子を見ながら、今の2年生も3月に行けるかなというふうには思うんですけども、状況がありますので、取組等、学校の方もできる限り修学旅行には行けるようにということで、考えながら進めているというのが現状であります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。25分から。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時21分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第8、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明

申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)。

令和2年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,126万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,770万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、今回400万円を追加し、計1億5,921万5,000円、現年度分の400万円であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、今回2,451万3,000円を減額し、計1億7,502万6,000円、一般会計繰入金の2,451万3,000円の減であります。

5款諸収入、2項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、今回72万円を減額し、計ゼロ円であります。貸付金元利収入の72万円の減であります。

5款諸収入、3項雑入、1目雑入、今回2万9,000円を減額し、計307万5,000円、雑入の2万9,000円の減であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回1,242万円を減額し、計1億923万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の72万円の減、一般財源1,170万円の減、委託料400万円の減、貸付金72万円の減、公課費770万円の減であります。2目施設維持費(汚水)、今回42万4,000円を減額し、計486万2,000円、

財源内訳といたしまして、一般財源 4 2 万 4 , 0 0 0 円の減、役務費 4 2 万 4 , 0 0 0 円の減であります。

3 目施設維持費（雨水）、今回 7 4 0 万円を減額し、計 2 1 4 万 8 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 7 4 0 万円の減、需用費 7 4 0 万円の減であります。

2 款事業費、1 項事業費、1 目公共下水道事業費（汚水）、今回 1 0 1 万 8 , 0 0 0 円を減額し、計 6 , 1 2 3 万 9 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、1 0 1 万 8 , 0 0 0 円の減、役務費 6 0 万 8 , 0 0 0 円の減、原材料費 4 1 万円の減であります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他 1 , 9 5 9 万 2 , 0 0 0 円の減、一般財源 1 , 9 5 9 万 2 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 5 号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第 5 号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第 5 号は承認することに決定しました。

日程第 9、報告第 6 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第 6 号、専決処分の報告につい

てご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和3年度井手町一般会計補正予算（第1回）でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

令和3年度井手町一般会計補正予算（第1回）。

令和3年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,250万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回150万円を追加し、計650万円、前年度繰越金の150万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。3款民生費、2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回150万円を追加し、計2億6,080万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の150万円であります。委託料の150万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　まず、最初の専決処分書ですけれども、令和3年度の井手町の一般会計の補正予算、新年度の補正予算を旧年度の3月31日付で打っておられるというようなことは普通はやらないと思うんですけれども、何でこういうことが起こっているのか。企画財政課にお聞きしたら、井手町

でもそういうことは初めてのことやというようなことをお聞きしたんですけれども。

それで、6ページに保育園の運営費を委託料で150万円というのがあるんですけれども、保育園で委託と言えば、工事するときの設計などはあるけれども、あまり聞いたことはないんですけど、何を誰に委託するのか、単価等が決まっていたらお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 谷田みさお議員のご質問にお答えさせていただきます。

保育園の運営に当たりまして、保育士等が産休等に基づきまして、補充をすべく、その人員を会計年度任用職員でぎりぎりまで公募しておりましたけれども、どうしても会計年度任用職員での任用が困難というふうな中で、派遣職員によりまして保育士の充当を行ったというふうなことで、3月末に派遣に係る費用としてそれぞれ単価の設定を、フルで設定をして働く者と短時間で勤務する者、それぞれ設定された業者単価に基づきまして、3か月分の経費を計上したものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ちなみに、会計年度任用職員さんの処遇とどういう違いがあるのか。単価だけではないとは思いますが、時間給に直したらどの程度の差があるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 谷田みさお議員の質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員は直接雇用でございますけれども、派遣職員につきましては、業者の方に任用に当たっての必要な社会保険料も含めた経費、交通費も含めて支払うというような形になります。その経費は今、フルで働きます方につきましては2,123円、短時間勤務につきましては1,750円というふうなことで、トータルで見た場合に多少派遣経費がかかるかもしれませんが、大きな差はないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 従来から保育士さん等の採用は非常に厳しくて、来ていただきたくてもなかなか採用できない、正規の職員も含めてですね。苦肉の策で、例えば園長を退職された方に次の年度、会計年度任用職員さんに来ていただく、当時、臨時職員さんというような形で来ていただくというような形で何とかつないでやってきたということも過去にはあったわけですが、派遣の方が全部悪やとは言いませんけども、派遣で保育士さんというのは初めてではないかと思うわけです。もちろん資格もお持ちの方やから、当然きちっとお仕事していただけるものと思いますけれども、やはり子どもたちの保育に十分町として責任を持ってやっていただくという点から言えば、何よりも正規の職員さんに、ある程度の余裕を持たせていただきたいし、ぎりぎりで行っているからそういう産休がばたばたと出たりすると、急には募集をかけられへんというようなことになるので、できる限りは派遣じゃなくて正規の職員さんを増やす。それが難しいときは会計年度さんに何とかお願いするという形が原則やと思うんですが、いかがですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 再質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましても、短期間で募集しているのではなくて、かなり長期にわたって募集をしても確保できないというふうなことでございます。また、正規職員につきましても、保育士については職員採用の募集をかけておりましたけれども、結果として応募がなかったということで、保育士の確保については、非常に困難な中で、派遣職員によって確保したというふうな状況でございます。

なお、派遣職員につきましても、職務上の指揮命令は変わりませんし、安心・安全な保育の運営については、何ら支障がないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（西島寛道）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第10、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和3年度井手町一般会計補正予算（第2回）でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

令和3年度井手町一般会計補正予算（第2回）。

令和3年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,332万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費補助金、

今回 882 万 2,000 円を追加し、計 3,939 万 5,000 円、保健衛生費補助金の 882 万 2,000 円であります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、今回 200 万円を追加し、計 850 万円、前年度繰越金の 200 万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、今回 882 万 2,000 円を追加し、計 8,915 万 6,000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 882 万 2,000 円であります。報酬の 1,188 万 5,000 円の減、需用費の 30 万円、役務費の 11 万 2,000 円、委託料の 1,827 万 5,000 円、使用料及び賃借料の 2 万円、備品購入費の 200 万円であります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、今回 200 万円を追加し、計 5,155 万 3,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 200 万円であります。委託料の 200 万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　6 ページ、新型コロナウイルスワクチンの事業ですけれども、これは総じて何歳から何歳までの方の分なのか。子どもの分も入っているのか。あるいは、かかりつけ医さんで町外のところで接種を受けはるような方の分の費用というの、井手町からそちらの方へ渡すという形でこの中に入っているのでしょうか。

それと、細かい話ですけど、注射器の形状のことでいろいろ話題になっているわけですけど、希釈に使う注射器が断面の広い、1 ミリ用じゃなくて 2 ミリ用のそういう注射器が国から送ってくるから、目盛りの間隔が狭くてうまく合わせられないというか難しい。常日頃、医療現場で使っておられないような注射器を国から送ってくる。それで大変困難だというような報道とかがありましたけれども、注射そのものは細長いシリンジというものだと思うんですけども、生食を入れるために使うシリンジというのも実際注射する

ようなシリンジと同じ形状のものですか。すごく太いシリンジになっているんじゃないですか。それ、扱いが難しいんじゃないかと思うんです。

それと、その委託料の中には、そういう注射器の費用なんかも含まれているのか。それは全部、国から送ってきたものを個別接種して下さるところへ物も渡すのか。

備品購入費200万円というのは、何を買うんでしょうか。

もう一つ、同じページ、山城多賀駅前の商業施設の事業をこれから支援をやっていくということで、業務を委託するというのは何かコンサルなどをお願いするということですか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 谷田みさお議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の補正に当たって対象となる年齢でございますけれども、12歳までということで計上させていただいているところでございます。

2点目の生理食塩水の希釈に係るシリンジがどのようなものか、医療従事者にとっては使いにくいというふうなことはないかという趣旨のご質問でございますけれども、私自身シリンジを見て、目盛りの方も直接見ておりますけれども、多少通常の注射器よりは若干太いのかもしれませんが、目盛りそのものについて、専門の医療従事者が極めて扱いにくいというふうな形状なり目盛り表示のものではなく、通常に使用できるものというふうに考えておるところでございます。

3点目のそのような注射器というのは経費を払っているのかどうかというお尋ねでございますが、シリンジについては全て、ワクチンとともに無償で国から配布をされております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 二つ目の山城多賀駅前商業施設誘致事業の関係の質問についてお答えいたします。

さきの委員会で山城多賀駅前商業施設誘致に向けた公募についてはご説明させていただいたところですが、本委託業務につきましては、応募されてくる事業者の申込書等資料整理や財務分析、選考委員会の選考基準の作成、ま

た委員会の補助業務をコンサルへ委託するものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

備品購入費でございますけれども、これは、ワクチンを保管しています冷凍庫があるんですけども、そちらの方につなぐ非常用の電源、蓄電池というんですか、停電になっても持ちこたえられるようにということで購入するというので計上しているものでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

日程第11、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和2年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、新庁舎等造成工事、金額 2 億円、翌年度繰越額 2 億円、財源内訳といたしまして、地方債の 1 億 5, 3 8 0 万円、その他の 4, 6 2 0 万円であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、新庁舎等建設用地購入、金額 1 億 4, 0 0 0 万円、翌年度繰越額 1 億 2, 6 0 5 万円、財源内訳といたしまして、その他の 1 億 2, 6 0 5 万円であります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、事業名、子育て施設換気システム整備、金額 2, 4 2 0 万円、翌年度繰越額 2, 4 2 0 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2, 1 9 9 万 5, 0 0 0 円、一般財源の 2 2 0 万 5, 0 0 0 円であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額 2 4 6 万 2, 0 0 0 円、翌年度繰越額 2 4 6 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2 4 6 万 2, 0 0 0 円であります。

7 款商工費、1 項商工費、事業名、緊急事態措置協力金負担金、金額 2 0 7 万円、翌年度繰越額 2 0 7 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 5 9 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 4 7 万 6, 0 0 0 円であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額 1 億 8, 4 0 0 万円、翌年度繰越額 1 億 7, 8 8 0 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金 9, 1 1 7 万 4, 0 0 0 円、地方債 6, 6 5 0 万円、一般財源 2, 1 1 2 万 6, 0 0 0 円あります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額 1, 8 0 0 万円、翌年度繰越額 1, 8 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 0 3 8 万 9, 0 0 0 円、地方債 7 6 0 万円、一般財源 1 万 1, 0 0 0 円あります。

裏面をご覧ください。

8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、地籍調査、金額 6 0 0 万円、翌年度繰越額 6 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 4 2 7 万 5, 0 0 0 円、一般財源の 1 7 2 万 5, 0 0 0 円あります。

8 款土木費、5 項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、金額 5, 8 0 0 万円、翌年度繰越額 5, 4 8 3 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 6 0 5 万円、地方債の 3, 8 3 0 万円、一般財源の 4 8 万 5, 0 0 0 円あります。

8 款土木費、5 項住宅費、事業名、町営住宅バリアフリー化整備、金額 2, 300 万円、翌年度繰越額 2, 300 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 150 万円、一般財源の 1, 150 万円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、事業名、井手小学校保健特別対策事業、金額 80 万円、翌年度繰越額 80 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 40 万円、一般財源の 40 万円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、事業名、多賀小学校保健特別対策事業、金額 80 万円、翌年度繰越額 80 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 40 万円、一般財源の 40 万円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、事業名、多賀小学校児童トイレ改修工事、金額 2, 750 万円、翌年度繰越額 2, 750 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 916 万 6, 000 円、地方債の 1, 830 万円、一般財源の 3 万 4, 000 円であります。

10 款教育費、3 項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校保健特別対策事業、金額 80 万円、翌年度繰越額 80 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 40 万円、一般財源 40 万円であります。

以上、合計金額 6 億 8, 763 万 2, 000 円、翌年度繰越額 6 億 6, 531 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 億 6, 980 万 5, 000 円、地方債の 2 億 8, 450 万円、その他の 1 億 7, 225 万円、一般財源の 3, 876 万 2, 000 円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第 8 号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第 12、報告第 9 号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第 9 号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、配水管整備事業、金額800万円、翌年度繰越額800万円、財源内訳といたしまして、地方債の800万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第13、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和2年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、面整備事業、金額1,800万円、翌年度繰越額1,100万円、財源内訳といたしまして、国府支出金477万2,000円、地方債620万円、一般財源2万8,000円。

2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業費（雨水）、金額5,100万円、翌年度繰越額4,906万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金2,453万3,000円、地方債2,450万円、一般財源3万3,000円。

以上、合計金額6,900万円、翌年度繰越額6,006万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金2,930万5,000円、地方債3,070万円、一般財源6万1,000円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第14、議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、木田修司氏、満68歳。

なお、任期は4年、委員は4名でございまして、他の委員は古川幸子氏、村田尚美氏、西島好江氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第31号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第31号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

次に、日程第15、議案第32号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第32号、井手町農業委員任命につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井手町農業委員の任命について、議会の同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、奥田英夫氏、満75歳。

続きまして、京都府綴喜郡井手町、辻井幸弘氏、満61歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、平間政一氏、満64歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、島田英夫氏、満75歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、杉山徳子氏、満70歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、寺島正昭氏、満68歳。

次のページをご覧ください。京都府綴喜郡井手町、寺島正直氏、満72歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、西島 登氏、満85歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、中坊 陽氏、満65歳。

続いて、京都府綴喜郡井手町、谷田利一氏、満71歳です。

本議案につきましては、現在の委員の任期が令和3年6月29日に満了することに伴い提案するものでございまして、10名の候補者は見識も高く、かつ農業行政に理解があり、委員に最適であると考え、今回提案し、同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年6月30日から令和6年6月29日までの3年間であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしますが、10人中2人の議員が含まれておりますので、議員につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥することとなります。

よって、採決を3回行います。まず、8人を一括して行い、議員については個々に採決いたしますので、ご承知ください。

これから、議案第32号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を採決いたします。

議案第32号の奥田英夫氏、辻井幸弘氏、平間政一氏、島田英夫氏、杉山徳子氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、西島 登氏の8人に同意することに賛成

の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第32号の奥田英夫氏、辻井幸弘氏、平間政一氏、島田英夫氏、杉山徳子氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、西島 登氏の8人は同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定によって、中坊 陽議員の退場を求めます。

(中坊 陽議員退場)

議長(西島寛道) 議案第32号の中坊 陽氏を同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第32号の中坊 陽氏は同意することに決定しました。

中坊 陽議員の入場を許します。

(中坊 陽議員入場)

議長(西島寛道) 地方自治法第117条の規定により、谷田利一議員の退場を求めます。

(谷田利一議員退場)

議長(西島寛道) 議案第32号の谷田利一氏を同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第32号の谷田利一氏は同意することに決定しました。

谷田利一議員の入場を許します。

(谷田利一議員入場)

議長(西島寛道) 次に、日程第16、議案第33号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第33号、工事請負契約について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎等計画地造成工事について、下記のとおり工事請負契約をし

たいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第3号、井手町新庁舎等計画地造成工事、2、契約金額、金1億3,948万円、うち取引に係る消費税額、金1,268万円、3、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役山田敬幸氏、4、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　他の入札参加業者名と入札額、この契約する落札の落札率をお願いします。

あと、一般質問でも遺跡の保存について、見える化について、まだ業者とも協議中というような話がありましたが、これで今造成をしてしまうということは、遺跡の跡地についてはどのような形で造成をされるのか。一帯に埋めてしまえば、後から見える化をやりたいと言っても、全部埋まってしまった後やということになれば、もちろん手戻りも生じますし、どの程度の部分を見える化するというつもりなのか。そこを見せるためには造成のやり方も工夫しなければならないと思うんですが、そういうことを勘案した造成計画なのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、他の入札業者の名前、それと額でございますが、他の業者につきましては、雅豊・小川特定建設工事共同企業体、金額が1億2,700万円、それともう一つ、中和・山川特定建設工事共同企業体、1億3,690万円でございます。それで、今契約を提案させていただいていますヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体につきましては、先ほど申し上げました1億2,680万円でありまして、落札率が79.64%でございます。

それと見える化ですね。先ほども一般質問でもお答えしましたけれども、どの部分かということですが、まさに今現在設計業者の方と協議をしておりますので、その部分も踏まえて、提案があり次第、また詳細に造成の方も打合せをして、必要に応じてまた検討していくというふうなことで考えております。ただ、造成でございますので、仕上げについては最後の最後になりますので、絶対触れないとかそういうところにはまだ、最後の仕上げになります。今はあくまでも盛土とかいうようなこと、今既に戻してましますけれども、そこを整地、上から何も触れないように、そういうようなことをすることまでは今の契約の中には入っておりませんので、今後仕上げ等については、これからの外構の工事とかでまた具体的に詰めていくというふうなことになろうかと考えております。

以上です。

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 入札をされたときの仕様書とかを見せてもらっても、何十ページもありますし、私は素人で、どういうやり方なのかも分かりませんが、一体として発注してしまったら、それはやっぱり手戻りになりますよね。だから、それをまた変えますといったら、その分もお金も要るわけで、この部分は残しましょうというようなことはやっぱりある程度決めておかないと、おかしいんじゃないですか。前に説明があったときには、最初は50センチぐらい盛土するという話があったけれども、遺跡が出てきてから、そこをどうするかというのに、結局最終的には1メートルぐらい盛土をしないといけないという話がありました。そこを1メートルも埋めてしまったら、また掘り返すは大層なことじゃないですか。それはどの部分を考えてどう協議しているのか、ある程度示してもらわないと、そういうことを検討しないまま、とにかく造成をやってしまうんです、じゃ、埋めてしまいました、掘るのにお金がかかりますから、そこまでお金をかけられませんというようなことになったら、やっぱり見切り発車といいますか、そういうことになりそうですし、町長、どういう思いでおられるんですか。

一部見える化、一部って本当に1メートル四方でも一部だし10メートル四方でも一部だし、15メートル四方の基壇を全部見せるのも、ほかに一部隠れるところがあれば一部だし、どういう活用の仕方を考えておられるのか全然伝わってこないもので、とにかく急いでおられるというのは分かるんです

よ。いつまでかかってもいいというものじゃないのは分かってますけども、そういう計画が進んでいる中でとにかくやってしまうというのは、もうやったから戻れませんみたいになる可能性があるわけですね、お金がかかるものですから。町長、どこまでどうしようと思っておられるのか。業者との折衝はやっている、こんなことができますかという細部はあっても、どうしたいのか。それによっては、これも造成、そういうやり方じゃ困ると言わないといけないかもしれませんから、町長の思いを言ってもらえないでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

遺跡の見える化と今回の造成工事との関係というご質問だと思うんですけども、既に基壇の部分の調査が終わっているところにつきましては、真砂土で既に埋め戻しがなされていて、支障がないような形になっております。今回の造成につきましては、その地盤高付近まで盛土するという形になります。ですから、今後これ以上の調査というものは、先ほどもお答えしましたけれども、京都府の方からも必要ないという話になっておりますので、今、調査が終わっている箇所について、どういうふうな形で見える化をするかという検討をコンサルの方と詰めているというところがございますので、基本的に今回の造成工事をやったからといって、手戻りが生じるという形にはなりません。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今ここに図面がないのであれなんですけれども、入札のときの仕様書をちらっとホームページで京都府のを見ましたら、全体の面積の北東部分だけ色がちょっと変わってしまっていて、東側はふれあいセンターの敷地やから、造成としても2期工事になるというようなことは書いてあるんですけれども、1期の部分でも、北東部分について、ほかの部分オレンジに塗ってあるのに北東部分だけ茶色く塗ってあるという部分がありまして、あれは何なのかという、それは分からないでしょうか。

基壇の部分以外のところを造成して、その造成されたところに何か工作物を上に乗せるとか、そこまでの造成の計画ではない。土で定められた路盤工までそろえるという、そういう造成工事で、あくまで、前回公開したときに

基壇の見たのが北東部の方、西部の方も一部ですか、北の方しか見えてなかったわけです。だから、石積みが見えていたところは、見えていたところから、その平面までしか土は今、埋められていない。それをさらに50センチ、1メートル積んだところまで全部平らにしてしまうという、そういう造成案ではないということでしょうか。確認したいです。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 先ほどおっしゃいました今回の造成工事の北東部分の一部色が変わっているところというのは、今現在まだ用地交渉をやっている区間でございます、今回の造成の工事の対象から外しておりますという、そういう意味です。

それからもう一つ、先ほどもう一度確認とおっしゃいましたけども、先ほども言いましたように、今回基壇の調査を行った部分というのが基壇でいうところの北西部分に当たるかと思えますけども、その部分につきましては調査が完了しているというところで、その調査が、今回調査はここまでという話になっていますので、その部分について、保護のために真砂土等で埋め戻しをしている。今後、見える化等で活動するときには真砂土を取り除いて活用するという形のやり方になるということですので、先ほども申し上げましたけども、造成工事によって手戻りが生じるというような形にはなりません。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 賛成の立場で討論します。

新しい庁舎の建設は大変重要なもので、住民の方も、防災上も待たれているというふうに思います。早く完成してほしいというふうには思っています。しかし、貴重な遺跡が出てきたということで、その遺跡の活用という面についても、住民の皆さんは非常に期待をしておられるので、今後まだ詰めはこれからだと。今回造成したことによって、もう埋めてしまったからそこは掘

れないとか、そういうような造成ではないんだというような今ご説明がありましたので、よくよく今後の活用方法について、広く意見を募っていただき、全容の解明の調査もされないということについては、非常に残念ではありますが、十分見える形で活用できるように検討していただきたいと要望を申し上げて、賛成をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第33号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第30号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第30号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,545万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、2目土木施設整備事業債、今回1,510万円を追加し、計

1億7,600万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回810万円を追加し、計1億353万1,000円、総務管理費補助金の810万円であります。2目民生費補助金、今回580万円を追加し、計2,108万9,000円、児童福祉費補助金の580万円あります。3目衛生費補助金、今回3,000万円を追加し、計6,939万5,000円、保健衛生費補助金の3,000万円あります。4目土木費補助金、今回1,667万円を追加し、計1億9,231万7,000円、道路橋梁費補助金の1,617万円、都市計画費補助金の50万円あります。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費補助金、今回440万円を追加し、計5,583万9,000円、児童福祉費補助金の440万円あります。6目土木費補助金、今回25万円を追加し、計788万円、都市計画費補助金の25万円あります。

3項府委託金、3目土木費委託金、今回900万円を追加し、計1,729万7,000円、道路橋梁費委託金の900万円あります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回52万9,000円を追加し、計53万円、一般寄附金の52万9,000円あります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目都市開発基金繰入金、今回678万円を追加し、計2億4,040万5,000円、都市開発基金繰入金の678万円あります。4目教育施設整備基金繰入金、今回600万円を追加し、計1,770万円、教育施設整備基金繰入金の600万円あります。6目庁舎等整備基金繰入金、今回2,400万円を追加し、計2億5,096万円、庁舎等整備基金繰入金の2,400万円あります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回549万9,000円を追加し、計1,399万9,000円、前年度繰越金の549万9,000円あります。

22款町債、1項町債、2目土木施設整備事業債、今回1,510万円を追加し、計1億7,600万円、道路橋梁整備事業債の1,510万円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、今回253万円を追加し、計5億2,055万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の253万円であります。委託料の253万円であります。6目企画費、今回35万円を追加し、計434万2,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の25万円、一般財源の10万円であります。負担金、補助及び交付金の35万円であります。12目庁舎建設費、今回2,400万円を追加し、計6億2,216万円、財源内訳といたしまして、その他の2,400万円であります。委託料の1,000万円、公有財産購入費の1,400万円であります。13目ふるさと応援基金費、前回まで累計ございません。今回新たに52万9,000円を追加し、計52万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の52万9,000円あります。積立金の52万9,000円あります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回926万3,000円を追加し、計1億3,656万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の810万9,000円、一般財源の115万4,000円あります。報酬の3万6,000円、職員手当等の32万円、報償費の13万円、旅費の5万4,000円、需用費の97万2,000円、役務費の35万5,000円、委託料の71万4,000円、工事請負費の120万円、備品購入費の60万円、負担金、補助及び交付金の488万2,000円あります。2目保育園運営費、今回447万5,000円を追加し、計2億6,527万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の447万5,000円あります。委託料の447万5,000円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、今回3,000万円を追加し、計1億1,915万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3,000万円あります。報酬の444万2,000円の減、職員手当等の717万円、需用費の77万9,000円、役務費の133万4,000円、委託料の2,515万9,000円あります。4目保健センター運営費、今回80万6,000円を追加し、計3,377万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の80万6,000円あります。負担金、補助及び交付金の80万6,000円あります。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、今回157万5,000円

を追加し、計 2, 186 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 157 万 5, 000 円であります。負担金、補助及び交付金の 157 万 5, 000 円であります。

次のページをご覧ください。

7 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の 485 万円、一般財源の 485 万円の減であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、今回 5, 160 万円を追加し、計 2 億 1, 826 万 4, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2, 997 万円、地方債の 1, 510 万円、その他の 653 万円であります。委託料の 1, 460 万円、工事請負費の 3, 700 万円であります。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、今回 100 万円を追加し、計 3, 567 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 75 万円、その他の 25 万円であります。委託料の 100 万円であります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、今回 600 万円を追加し、計 4, 720 万円、財源内訳といたしまして、その他の 600 万円であります。工事請負費の 600 万円であります。

4 項社会教育費、4 目図書館運営費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の 29 万 1, 000 円、一般財源の 29 万 1, 000 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和 3 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページは工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号①、事業名、町道 29 号線道路改良、事業費、4, 300 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 2, 517 万円、地方債の 1, 070 万円、その他の 713 万円。事業の概要としまして、延長 800 メートルであります。

図対象番号②、事業名、町道12号線他道路改良、事業費、860万円、財源内訳としまして、国府支出金の480万円、地方債の440万円、その他の60万円の減。事業の概要としまして、延長600メートルであります。

図対照番号③、事業名、井手小学校グラウンド整備、事業費600万円、財源内訳としまして、その他の600万円。事業の概要としまして、側溝嵩上げ51メートル、舗装400平方メートルであります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田利一議員。

3番（谷田利一）　ただいまの中で、まず井手小学校グラウンド整備についてお尋ねいたします。せんだって、洛タイ報道があり、これは長年、議員の仲間が望んできたところでございます、教育長が新しくなられたら、すぐにグラウンドが整備できたと思って喜んでましたら、何の何の、町長が井手小へ行かれたらぬかるんでいたということで、急遽工事に入られると書かれていまして、早速、卒業のPTAからも現行のPTAの方からも、とってもいいことだ、ありがたいことだということでお褒めの言葉を頂きましたので、ありがたく喜んでるところでございます。

ところが、そこで2点ほどお聞きしたいんですけども、今、嵩上げとあったんですけども、当初嵩上げも提案してましたけども、これは周りの嵩上げだけをされて、肝心のグラウンドの、石ころが突き出ている箇所が何か所かあるんですけども、それに対しての盛土はされないんでしょうか。周りを、擁壁を嵩上げしたら当然地も上がらなと思うんですけども、いくらかは上げてもらえるんでしょうかということがまず1点。ぜひ、それもお願いしたいと思います。

それと町長、井手小学校がぬかるんでるんですけども、多賀小学校は行かれましたか。申し訳ないんですけども、当時、井手小のグラウンドは改修していましたが、多賀小学校、今回、外のトイレの改修をされますけども、それに兼ねて、多賀小の正面玄関の入り口のところも相当ぬかるんでいます。できたら多賀小にも足を運んでもらって、一遍現状を見てもらって、一緒に

できないかというように要望を兼ねてお願いしたいんですけども、意見をお聞かせいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 今の谷田利一議員のご質問にお答えさせていただきます。

嵩上げのみで石がごろごろしていることに対して対応しないのかというご質問だったと思うんですけども、現状、非常にグラウンドの方が削れて急勾配になっております。流末の側溝の部分を嵩上げさせていただきまして、勾配を緩やかにすることによって削れないようにすることになるんですけども、その隙間につきましては、盛土の材料を入れさせていただきまして平坦にするということで、子どもたちが安全にグラウンドを使えるような整備を今回させていただくことで考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 私の方から、8ページの下段なんですけども、民生費の子育て世帯生活支援特別給付金について、どのような事業で、対象者の条件と、あと世帯当たりの給付額、また想定される数をお聞かせください。

また、その下にあります子育てにやさしいまちづくり事業というのも、これは、新規事業だと思うんですけども、どのような事業かお答えください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 脇本議員のご質問にお答えいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等の支出が増加する影響を勘案し、その実情を踏まえて生活の支援を行うものとなっております。今回の給付につきましては、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯となっております。支給額につきましては、対象児童1人当たり一律5万円となっております。それから条件につきましては、支給対象者につきまして、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、特別児童扶養手当の対象児童の場合は20歳未満の児童、その養育者で、令和3年度の市町村民税均等割が非課税の方、または令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感

染症の影響を受けて家計が急変し、市町村民税均等割が非課税同様の事情にあるものと認められた者が今回の対象となってきます。人数につきましては、約96名程度を見込んでおります。

次に、子育てにやさしいまちづくり事業につきまして、この事業につきましては、京都府子育てにやさしいまちづくりモデル事業交付金を活用して、生活に密着する町内の事業所や各種団体と連携しながら、子育て世帯のための各拠点のネットワークの構築と地域コミュニティの機能強化に取り組み、町全体で子育てしやすいまちづくりの実現を目指すことを目的としております。主にはJA井手町支店、それから社会福祉法人京都ライフサポート、レストラン庵樹、井手町子育て支援センターを主な拠点といたしまして、井手町商工会や各種団体、子育てサークルなど連携しながら世代間交流、それから子育て世帯がリフレッシュできるような、学びができる講座等開催する予定をしております。また、今年度につきましては、おもちゃの貸出事業を行っていく予定をしております。それから、子育て向け情報発信のための動画を作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山議員。

7番（丸山久志） 10ページの土木費、町道29号線改良工事について伺いをいたします。

支援学校関連の道路で早期完成が望まれる道路ですが、用地買収は完全に全路線について終わったのかどうか。

それと、ルート上に軟弱地盤があるということで、かなりの費用がかかるんじゃないかということを前にお聞きしたことがあるんですが、そういった問題は解決したのかどうかお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 丸山議員のご質問にお答えさせていただきます。

町道29号線につきましては、支援学校までの1工区につきましては、来年4月の開校に向けて完成をさせていただこうと思っております。その先、府道までの間約400メートルにつきましては、現在用地買収に向けての調

整をしているところをございまして、用地は現在のところ買えておらないところをございます。

2点目のルート上に軟弱地盤等々ある点につきましては、土質調査等々を実施いたしまして、適切な工法を選択し、用地買収が完了した後、適切な工法により工事をしていくということで考えております。

以上をございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 8ページですが、職員の駐車場の整備ということで1,800万円上がっています。新しい役場庁舎は高台になるので、住民団体から、非常に行きにくい、歩いていくのは大変じゃないかというご意見が出まして、それも私も議会でも取り上げていましたら、玉水駅から10分以内で歩いて行ける場所だというような説明があったんです。それなら、職員の方も駅から歩いてもらったらいんじゃないのか。職員には駐車場を提供して、車で来なさいとあって、車の利用ができない、車で自分で運転していけない住民の方には歩いてこいということなんじゃないでしょうか。職員駐車場は何台分、何平米で、利用料については、職員は有料で利用するのか無料で利用するのかお尋ねします。

それから、9ページの保育園運営費の447万5,000円の委託料ですが、これも先ほどの専決から考えますと、派遣の保育士さんの費用なのではないでしょうか。何人分、何か月分なのか。派遣で来られている方、フルの方もいるという先ほど説明でしたが、そういう派遣の方が担任を持つというようなこともあり得るのか、お尋ねをします。

次に、同じく9ページ、その下にワクチンの接種事業ですが、これは、先ほどの専決7号の882万円余りというのが4月、5月と64歳以下の方の接種をする準備をするための費用が専決7号で、実際、まださらに10月末までというご予定とおっしゃいましたが、それにはまだ3,000万円かかるということなのではないでしょうか。

委託料について、先ほどお聞きして、答弁がなかったように思うんですけど、かかりつけのお医者さんに打ちますよということで打ってもらった場合、はがきに載っている、まとめてお願いしているところ以外に、1件でも、住

民の方がかかりつけの方をお願いして、いいよと言われたら打っていただけ
るわけですね。そういう1件1件みたいな委託も全部ここから出すという
ことなんでしょうか。国がやっている会場とか京都府が大規模でやる場所
や、そういうところを選択された場合は、町が委託料を出すんですか。それ
は町からこの予算の中には入っていない、国や京都府がやってくれるんです
か。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員等駐車場の関係でございます。現在とめられる台数が約50台
分想定しておりまして、面積につきましては約1,300平方メートルを想
定しております。あと、駐車料金につきましては、現在整備に取りかかった
ところでありますけれども、今後、具体的にその辺は検討していくというふ
うには考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

保育園運営費、委託料につきましては、4月に不足していた保育士2名分
について、7月以降も引き続き必要となることから9か月分の費用を計上し
ております。1名につきまして、フルになります。この方については、複
数担任のところに入らせていただいております。もう1名につきましては、短
時間勤務ということで、支援加配の方に入らせていただいているところです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) ワクチンの接種関係の補正予算の関係でございますけれ
ども、まず1点の今回の3,000万円の補正の関係につきましては、高齢
者の方の接種率等を見る中で、非常に高い接種率であったということを踏ま
えまして、64歳以下の方についても、十分高い接種率であっても、希望さ
れる方については全て対応できるようにということで、関係する医師の体制、
医療従事者の体制、また運営に係る経費等を計上させていただいているもの

でございます。

また、個別接種の関係の経費につきましては、例えば井手町の方が他の市町村のかかりつけ医で受けられた場合も、請求の方は国保連合会を通してなり、また直接請求という形もあるんですけれども、住民の方の経費については、町の方で1件当たりの必要な経費を負担する。それは、国の方から必要な負担金が歳入として入ってくるというふうな仕組みになっております。

大規模接種会場におけます経費負担の考え方なんですけれども、今回の国なり府の方での接種に係る経費負担がどういうふうな形になるかというのは、具体的には聞いておりませんが、基本的に、集団接種を実施します場合も、その会場を運営する主体に対して、人数分の接種をした方の分について、1人当たりの単価が決められたものが国から負担金という形で入ってまいります。おそらくは、それぞれ大規模接種会場で、運営する主体のところでその分を直接歳入として受け入れるのではないかと、詳しく制度的なことは説明を受けておりませんが、そのような形になるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 今の職員駐車場の件でお聞きしますが、建設予定地の周辺は農振農用地になっていると思うんですけれども、この駐車場はどの辺りを予定されているのかお聞きします。

それと、9ページの一番下、3号水路工事費補助と書いてますが、この辺はどの水路になるのかお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 中坊議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、農振農用地ではそういった駐車場はできませんので、そうでないところというのを検討して想定しております。ただ、今、予算を計上させていただいて、正式な交渉というのはまた予算可決後に私ども対応させていただきますので、具体的な想定箇所については、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの3号水路の整備に係る場所の関係につきましては、椿坂公園の東側で玉川から取水を行っております、そこから岡田池に流れる水路のことを3号水路というところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書を議題とします。

お諮りします。この請願については、現在設置されている交通対策特別委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、この請願は交通対策特別委員会に付託して審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は6月28日月曜日、午前10時から会議を開きます。お疲れさまでございました。

散会 午後 4時46分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 中 坊 陽